

第 3 期

新富町地域福祉計画

新富町地域福祉活動計画

令和 7（2025）年度～令和 1 1 年（2029）年度

令和 7（2025）年 3 月

新 富 町

新富町社会福祉協議会

• 本計画の策定について

本計画の策定は、本計画を「再犯の防止等の推進に関する法律第8条」に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包する計画とするにあたり実施したものであり、「第5章 新富町再犯防止推進計画」を追加しています。

上記に関する内容以外については、令和7年3月時点での内容となっています。

はじめに

新富町では、町民、地域、行政、社会福祉協議会のそれぞれの役割を定め、ともに支え合い、助け合う地域ぐるみの福祉を推進するための指針として、平成 27（2015）年 3 月に「新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画」を策定しました。令和 2（2020）年 3 月には改定を行い、現在、「第 2 期新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画」をもとに、地域福祉の向上を推進しております。

近年では、少子高齢化・人口減少が進行し、地域や家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。地域における課題は、様々な分野の課題が絡み合い「複雑化」し、同時に多くの課題を抱えるなど「複合化」しています。また、これまで地域を支えていた支援の担い手も、少しずつ高齢化や人口減少の影響が進行しており、支え合いの基盤が弱まりつつあります。

第 3 期新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画の策定にあたっては、「みんなをやさしく包み込み ともに理解し支え合う 地域共生のまち しんとみ」と基本理念を掲げ、地域の課題を整理し、支援を必要とする方々が必要な支援を受けることが出来、安心して生活できる地域社会を実現するため、行政、町民、団体、民間事業者、社会福祉協議会等と連携して、地域福祉活動を推進してまいります。

本計画は、私たち一人ひとりが自分事としてとらえ、考え、行動することで、実現可能なものとなります。本計画の基本理念の実現を目指し、さらなる地域福祉の推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご提言やご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

新富町長 小 嶋 崇 嗣

ごあいさつ

新富町社会福祉協議会は、地域に暮らすすべての人が住み慣れた地域で自分らしく、安心して、いきいきと暮らし続けることができ、誰もが新富町に住んで良かったと思える地域づくりに取り組んでいます。

今、私たちが暮らす地域では、高齢化・少子化の進展や高齢者世帯の増加などにより、従来の家族や地域のつながりが希薄化し、社会的孤立、孤独死や引きこもり、生活貧困者の増加、介護や権利擁護への不安など、地域課題が深刻化し広がりを見せ、地域福祉のニーズはますます複合化・複雑化しています。

このような課題に対応するため、これまでの地域福祉活動計画の実践、成果、課題等を検証し、町が策定した「第3期地域福祉計画」と一体的に「第3期地域福祉活動計画」を策定しました。

町の地域福祉計画と本地域福祉活動計画を地域福祉の目指すべき方向性として共有し、生活貧困世帯や複合的な生活課題を抱える世帯への支援、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援などの相談支援、ヘルパー等の高齢者サービスの維持向上、災害時のボランティアセンターの運営などさまざまな取組みを展開してまいります。

今後とも、町や他の関係機関、自治会、民生委員・児童委員、組織・団体、ボランティア、住民一人ひとりと連携、協働しこれまで以上につながりをもとめ、役職員一丸となって計画的、効果的に地域福祉を推進してまいりますので、皆様の更なるご協力とご参加をお願いいたします。

終わりに、本計画策定にあたって、ご指導、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画実施に一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人新富町社会福祉協議会 会長 土屋良文

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 社会福祉法の改正と新たな方向性	2
1-3 計画の位置づけ.....	4
1-4 計画の期間	6
第2章 新富町の現状と課題	7
2-1 新富町の人口・世帯.....	7
(1) 人口・高齢化率	7
(2) 世帯の状況	9
2-2 個別施策の取組状況.....	14
(1) 高齢者福祉	14
(2) 障がい者福祉	16
(3) 児童福祉	19
2-3 地域福祉推進のための課題.....	21
第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画の成果と課題.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	26
3-1 基本理念	26
3-2 基本方針	27
3-3 施策の体系	29
第4章 施策の内容.....	30
基本方針1 お互いが支え合う地域福祉づくり.....	30
目標1 地域福祉の意識づくり	30
目標2 地域福祉を支える人材の育成	33
目標3 地域活動やボランティア活動などの活性化	34
基本方針2 ふれあい・支えあいづくり	37
目標4 地域でのふれあい、交流の場づくり	37
目標5 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり.....	39
目標6 地域福祉のネットワークづくり	41
基本方針3 安心、快適な環境づくり	43
目標7 防災・防犯体制の充実	43
目標8 包括的な支援体制の基盤づくり	47
目標9 暮らしやすい生活環境の充実	55
第5章 第2期新富町再犯防止推進計画.....	57
5-1 計画の趣旨	57
5-2 計画の位置づけ.....	57
5-3 基本方針	58
施策1 広報・啓発活動の推進	58
施策2 就労や住居等の生活基盤の確保	58
施策3 福祉的支援の提供	59
施策4 非行の防止と修学支援	59
施策5 国や県、関係機関・団体等との連携強化	59
第6章 計画の実現のために	60
6-1 関係機関等との連携・協働.....	60
6-2 計画の進捗管理.....	60
資料.....	61

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

新富町及び新富町社会福祉協議会では、平成27（2015）年3月に「第1期新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画」を策定し、その後、令和2（2020）年3月に、第1期計画の検証結果等を踏まえ、「第2期新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画」を策定し、福祉のまちづくりを推進してきました。

一方で、我が国を取り巻く社会情勢に目を向けると、少子高齢化をはじめ、核家族化、生活スタイルの多様化、社会のつながりの希薄化などが急激に進行しています。このような社会情勢の変化に加え、虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）、生活困窮、ダブルケア※1、ヤングケアラー※2、老々介護等複合的な課題を抱えている世帯の問題、ひきこもり、8050問題※3や社会的孤立等、既存の支援制度では支援につながらない制度の狭間の問題など、課題が顕在化しており、地域を取り巻く状況はますます複雑化・複合化しています。

こうした課題の解決に取り組むべく、行政、町民、団体、民間事業者、社会福祉協議会などが協働しながら、地域福祉の更なる充実を図るとともに、地域で暮らす一人ひとりがさまざまな関わりを持ち、「地域」が共に支え合い、助け合いながら、「誰一人取り残されないまち」の実現をめざしていくために、「第3期新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※1 ダブルケア：子育てと親の介護を同時に行うこと。晩婚化、出産年齢の高齢化、少子化・高齢化、核家族化等の進展により、今後こうした事態に直面する人が増えていくと想定されています。

※2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることものをいいます。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

※3 8050問題：ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうことをいいます。

1-2 社会福祉法の改正と新たな方向性

平成30（2018）年4月1日に社会福祉法が一部改正（※1）され、これまでの地域福祉の対象や考え方の進展などが反映されているほか、新たに「高齢者・障がい者・子どもなど全ての人が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会」（以下、「地域共生社会」といいます。）の実現に向け、市町村や都道府県が取り組むべき事項等が盛り込まれました。

具体的には、「他人事」になりがちな地域の課題を、住民が「我が事」として捉え、主体的に課題の解決に取り組むことが掲げられており、支え手と受け手に分けて捉えるのではなく、住民それぞれが自分らしさを生かして関わり合う“支え合い”がこれからの地域づくりに求められています。

さらに、令和3（2021）年4月の「社会福祉法」の改正により、地域生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援できるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

市町村には地域づくりの取組への支援と、医療・介護・障がい者福祉といった制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える様々な問題を「丸ごと」支援していくための、ワンストップサービスや総合相談窓口の設置といった支援体制づくりが求められています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】



(※1) 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

1-3 計画の位置づけ

この計画は、「社会福祉法第107条（※2）」に基づく市町村地域福祉計画であり、新富町長期総合計画を最上位計画に、高齢者、障がい者、児童等に関わる各個別計画の上位計画に位置付けるとともに、その他の関連計画との整合性と連携を図りながら、町民主体のまちづくりや幅広い町民の参加を基本として、町民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とし、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

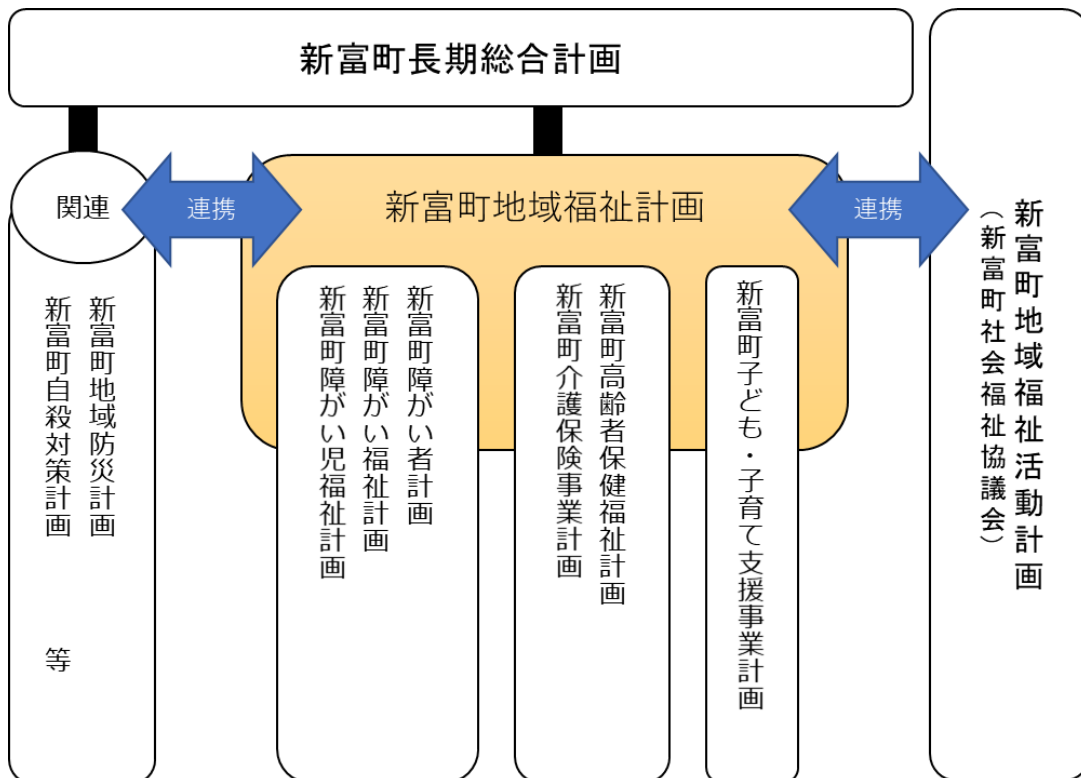
また、新富町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営営する者が相互協力し合い、地域福祉の推進を目的として策定する民間の活動・行動計画です。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、言わば車の両輪です。

本町では、地域福祉の基本理念や目標を共有しながら、町と社会福祉協議会とが連携して、効率よく事業を実施し、包括的な支援体制の構築を図るため、2つの計画を一体的に策定しました。

なお、「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村に対して「地方再犯防止推進計画」を策定する努力義務を課していることなどを踏まえ、本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律第8条」に基づく「地方再犯防止推進計画」を内包する計画として位置づけます。

■関連計画との関係図



(※2) 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

1-4 計画の期間

第3期計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、国、県などの動向や、社会状況の変化などを考慮して、必要に応じて見直しを行うことがあります。

■ 地域福祉計画と既存計画等の計画期間

年度	和歴	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
新富町長期総合計画				第6次							
新富町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第2期				第3期					
新富町障がい者計画					第5期						
新富町障がい福祉福祉計 画					第7期						
新富町障がい児福祉計画					第3期						
新富町子ども・子育て支 援事業計画		第2期				第3期					
新富町高齢者保健福祉計 画					第10期						
新富町介護保険事業計画					第9期						
新富町自殺対策計画					第2期						

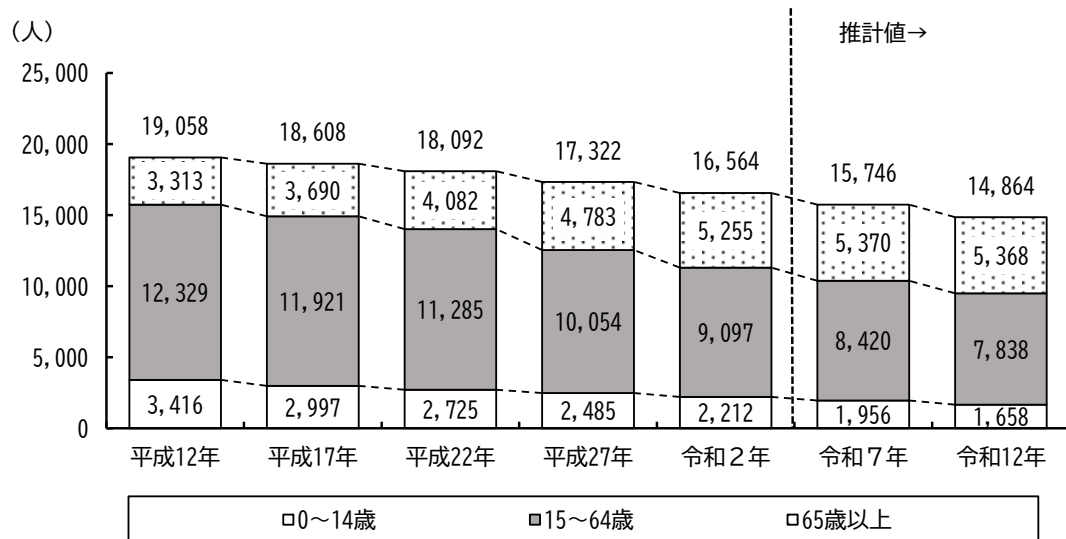
第2章 新富町の現状と課題

2-1 新富町の人口・世帯

(1) 人口・高齢化率

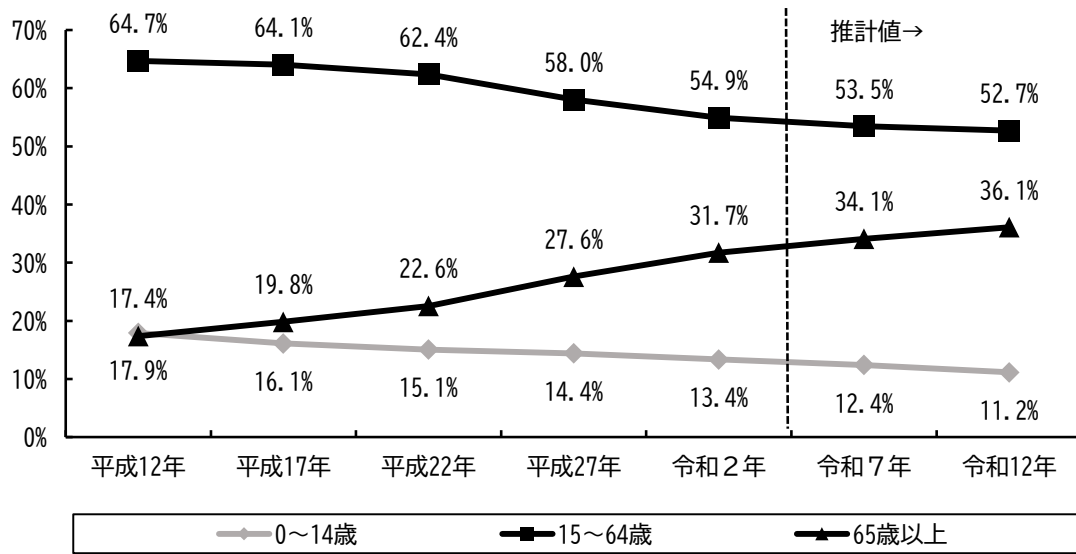
- ◆ 本町の人口は、平成12年の19,058人から減少しています。減少幅が次第に大きくなっていき、少子化の影響等もあり、令和12年は14,864人と推計されています。
- ◆ 年齢層別にみると、0～14歳の人口、割合とも減少し、65歳以上の人口、割合は増加しており、少子高齢化がさらに進むことが見込まれています。

■ 年齢3区分別人口の推移



(資料) 平成12年から令和2年は国勢調査、令和7年、12年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

■ 年齢3区分別人口比率の推移



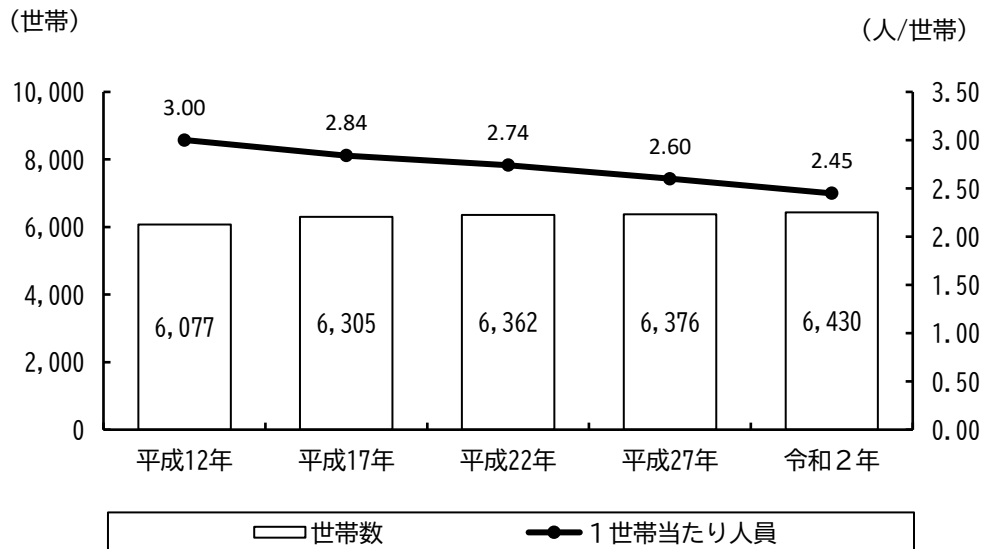
(資料) 平成12年から令和2年は国勢調査、令和7年、12年は「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値

(2) 世帯の状況

(1) 一般世帯の推移

- ◆ 総人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。そのため、1世帯当たりの人員は減少しており、核家族化もさらに進むものと見込まれます。

■ 世帯数、1世帯当たり人員の推移

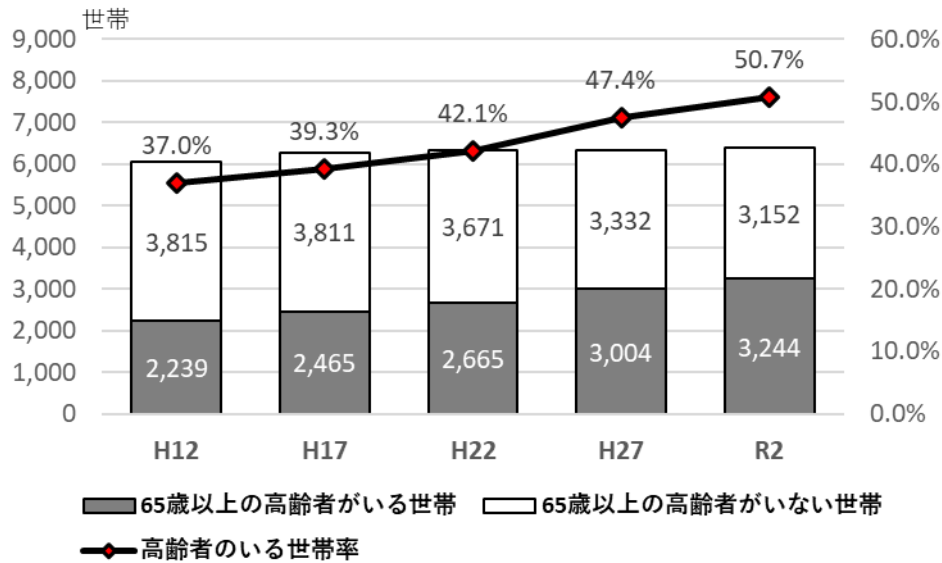


(資料) 国勢調査

(2) 高齢者世帯の推移

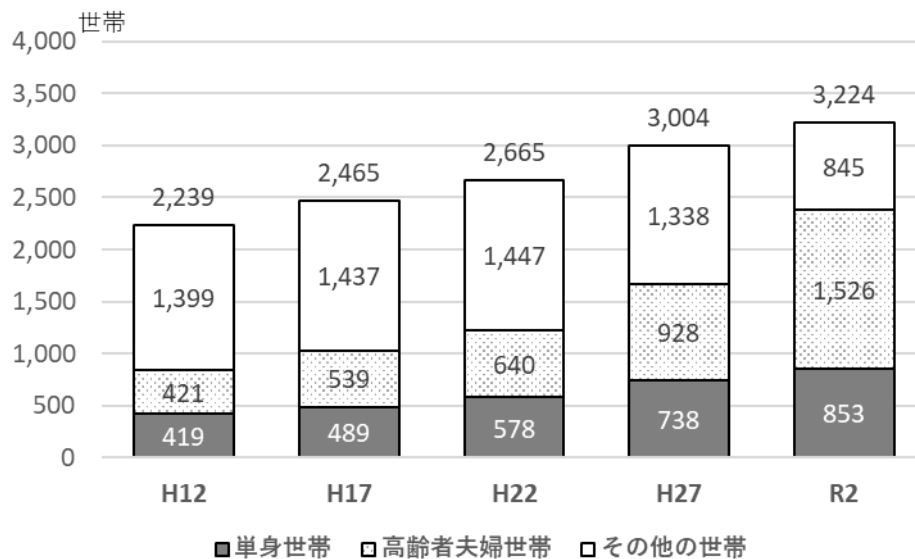
- ◆ 国勢調査によると、65歳以上の高齢者のいる一般世帯数は、平成27（2015）年の3,004世帯から令和2年（2020）年には3,244世帯と増加し、割合も47.4%から50.7%に増加しています。
- ◆ 国勢調査による高齢者のいる世帯の家族類型別の推移をみると、単独世帯は、平成27（2015）年には738世帯で、高齢者のいる世帯の約24.6%でしたが、令和2（2020）年には853世帯と約1.2倍となっており、割合も26.3%と増加傾向にあります。

■ 一般世帯数と高齢者のいる世帯率の推移



(資料) 国勢調査

■ 65歳以上のいる世帯の家族類型別の世帯数の推移



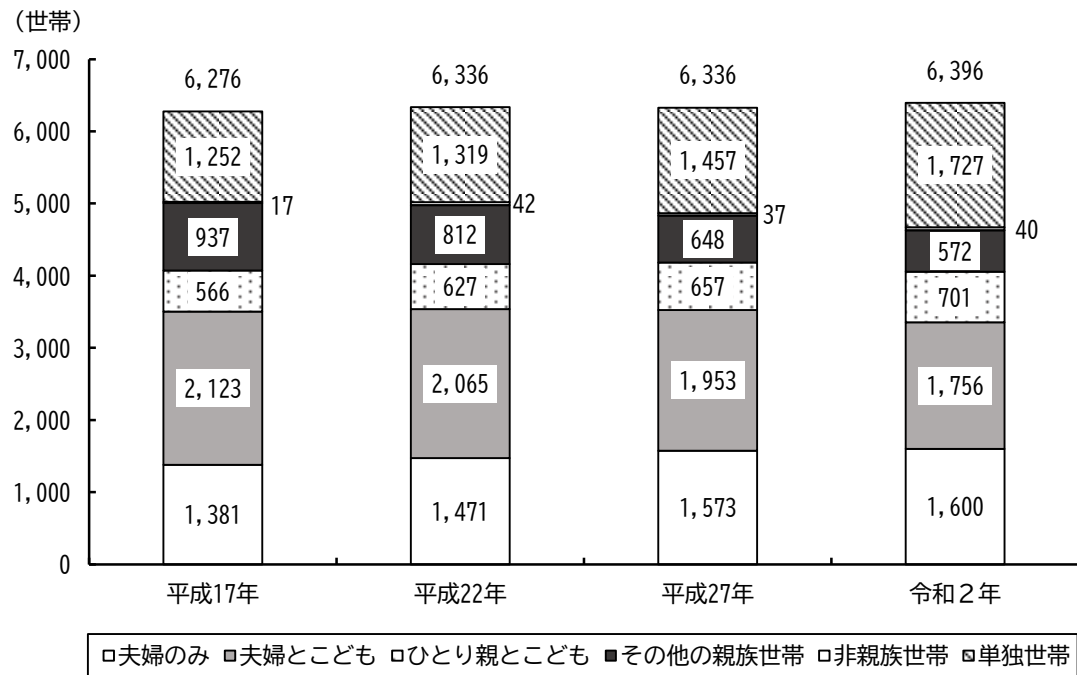
(資料) 国勢調査

(3) 子育て世帯の推移

- ◆ 一般世帯の動向をみると、夫婦と子どもからなる世帯、その他の親族世帯（核家族以外の3世帯同居等の世帯）が減少する中で、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、単独世帯は増加傾向にあります。また、6歳未満のこどものいる世帯についてみると、夫婦と子どもからなる世帯、その他の世帯は減少しています。
- ◆ こどものいる世帯での核家族の割合をみると、6歳未満世帯員のいる一般世帯、18

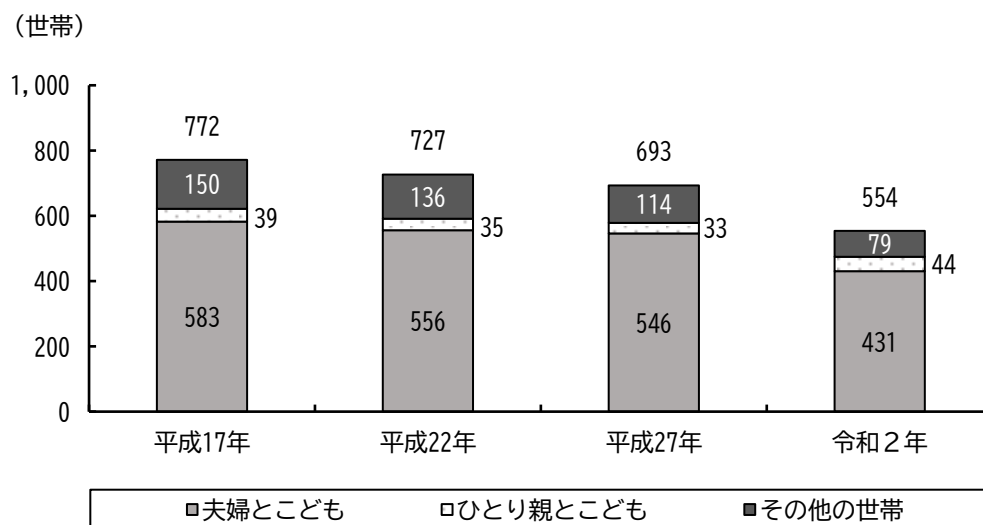
歳未満世帯員のいる一般世帯での核家族率は、いずれも8割を超えていることから核家族化が進行しています。

■ 一般世帯の動向



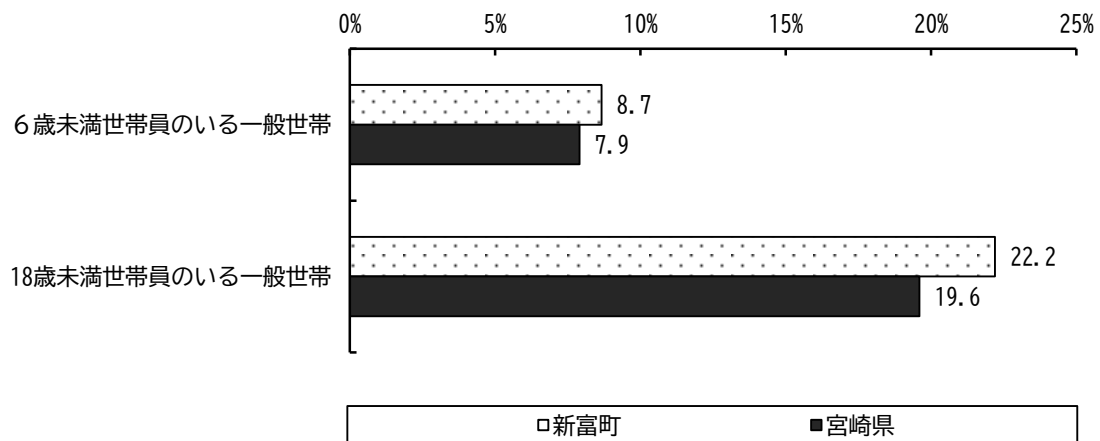
(資料) 国勢調査

■ 6歳未満のこどものいる世帯の動向



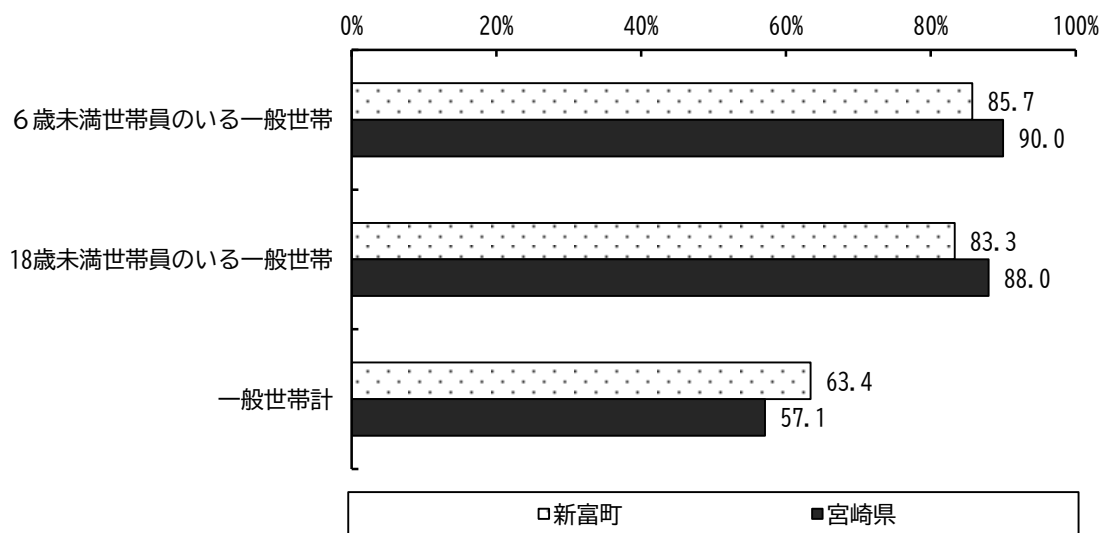
(資料) 国勢調査

■ 一般世帯に占めるこどものいる世帯の割合（令和2年）



（資料）国勢調査

■ 一般世帯とこどものいる世帯における核家族の割合（令和2年）

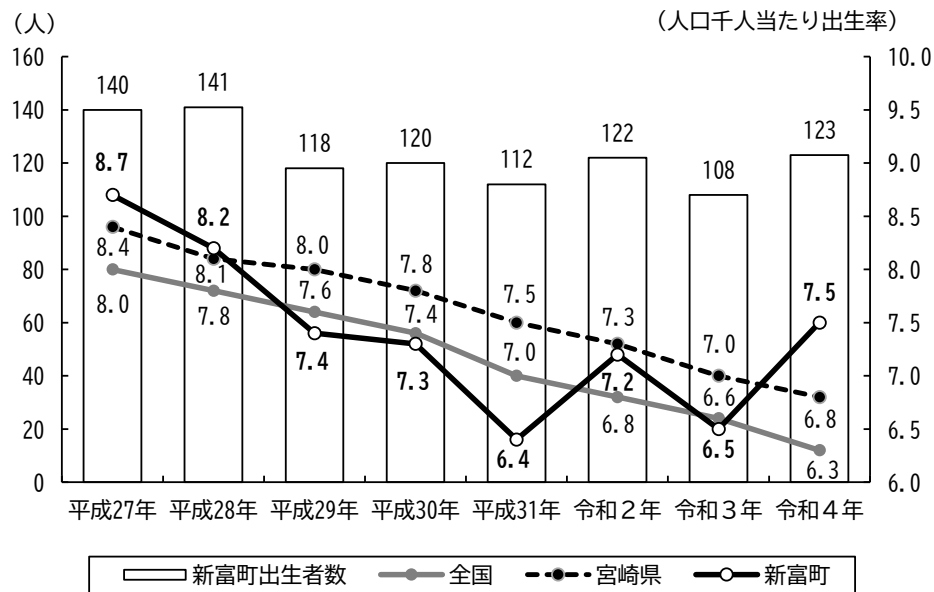


（資料）国勢調査

(4) 出生者数の動向

- ◆ 出生者数は、平成28年の141人をピークに、増減を繰り返しながら全体的には減少傾向となっており、令和4年は123人となっています。出生率は、増減を繰り返しながら減少傾向にあり、令和4年は7.5となっています。

■ 出生者数の推移



(資料) 人口動態統計

2-2 個別施策の取組状況

(1) 高齢者福祉

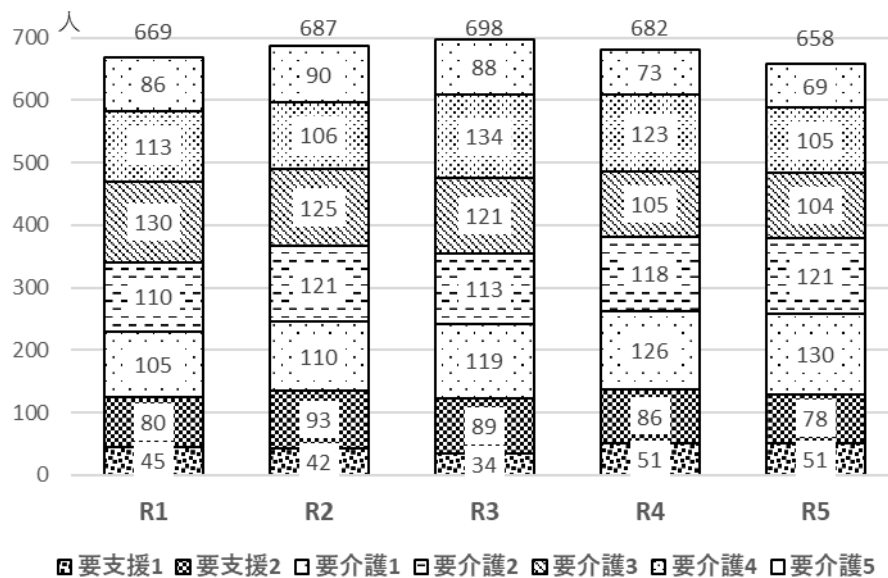
本町では、平成2（1990）年に高齢者対策の指針として「ゆたかな長寿社会」を策定し、いきいきとした高齢化社会の創造をめざし、その実現に努めてきました。さらに、平成6（1994）年に保健計画と福祉計画を一体化した「高齢者保健福祉計画」を策定しました。

平成12（2000）年には、介護保険制度の開始に伴い、「第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、法律に基づき3年ごとに見直しをしており、令和6（2024）年度からは「第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6（2024）年～令和8（2026）年）を策定し、この計画に基づき施策を推進していきます。

(1) 介護保険サービスの利用状況

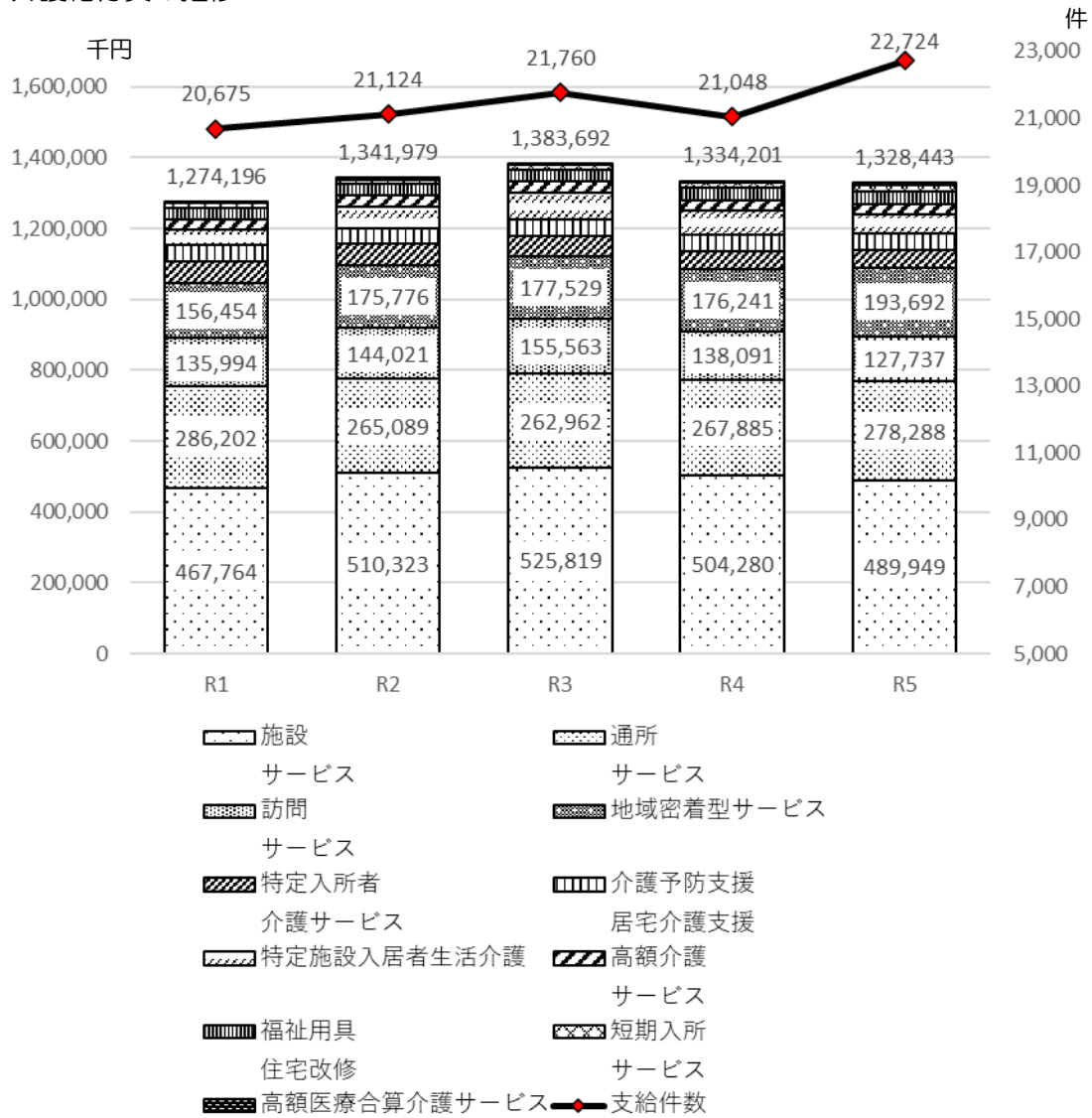
- ◆ 要介護（支援）認定者の割合は、高齢者の約7人に1人程度で、認定者数はゆるやかに減少しています。
- ◆ 介護給付の件数は、令和5（2023）年度に22,000件を超え、近年増加傾向にあります。また、介護給付費は、令和5（2023）年度に、約13億3,000万円となっており、近年横ばいで推移しています。

■要介護(支援)認定者数の推移



（資料）事務事業報告書

■介護給付費の推移



※介護支給費は、審査支払手数料を除く。

(資料) 事務事業報告書

(2) 障がい者福祉

本町では、平成 15（2003）年に障害者基本法に基づき「障がい者計画」を策定し、令和 6（2024）年 3 月には 5 期目となる計画を策定、各種施策を進めています。

また、平成 18（2006）年の障害者自立支援法の制定に伴い、「障がい福祉計画」を、平成 30（2018）年の児童福祉法改正に伴い、「障がい児福祉計画」をそれぞれ策定しました。

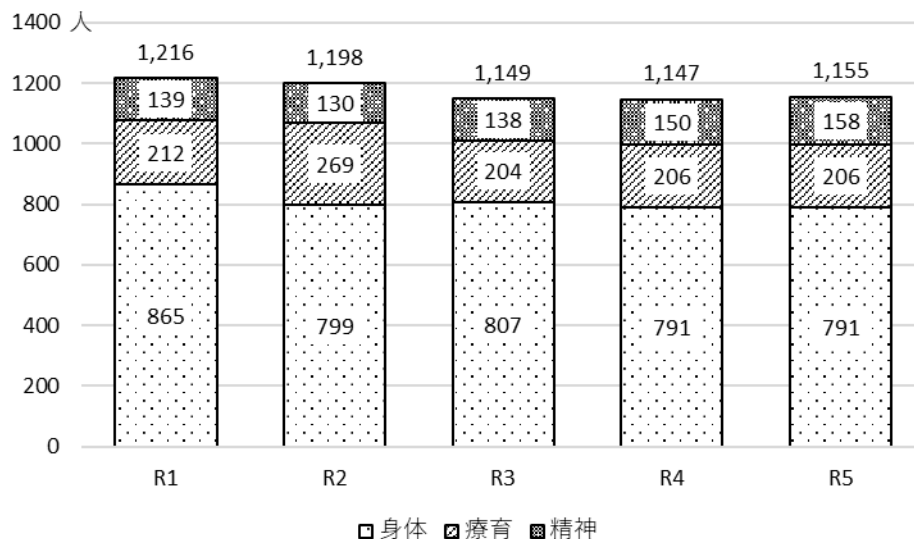
これらの計画は、法律に基づき 3 年ごとに見直しを行い、令和 6（2024）年度から、「障がい福祉計画」については 6 期目、「障がい児福祉計画」については 3 期目の計画に基づき、各種サービスの提供を行っています。

この 2 つの計画については、計画の連携を図るため、「障がい者計画」は「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の 2 期に 1 回策定することとし、6 年間の計画として策定しています。

(1) 各種障害者手帳の所持者数及び人口に占める割合の推移

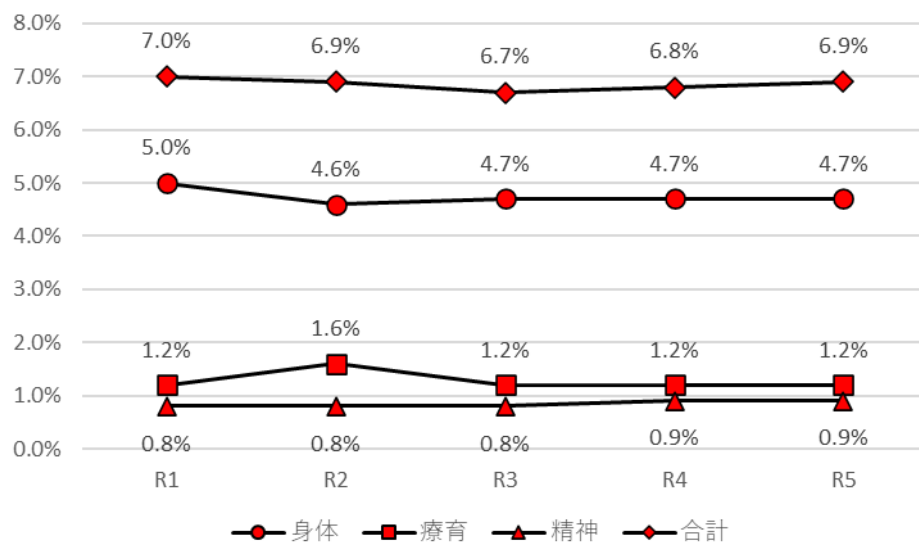
- ◆ 身体障害者手帳及び療育手帳所持者数の 5 年間の推移をみると、年により増減はありますがやや減少傾向にあります。
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の 5 年間の推移をみると、増加傾向にあります。
- ◆ 総人口（住民基本台帳）に占める障害者手帳所持者の割合は、ほぼ横ばい傾向にあります。

■障害者手帳所持者の推移（児童を含む。）



（資料）事務事業報告書

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合（児童を含む。）

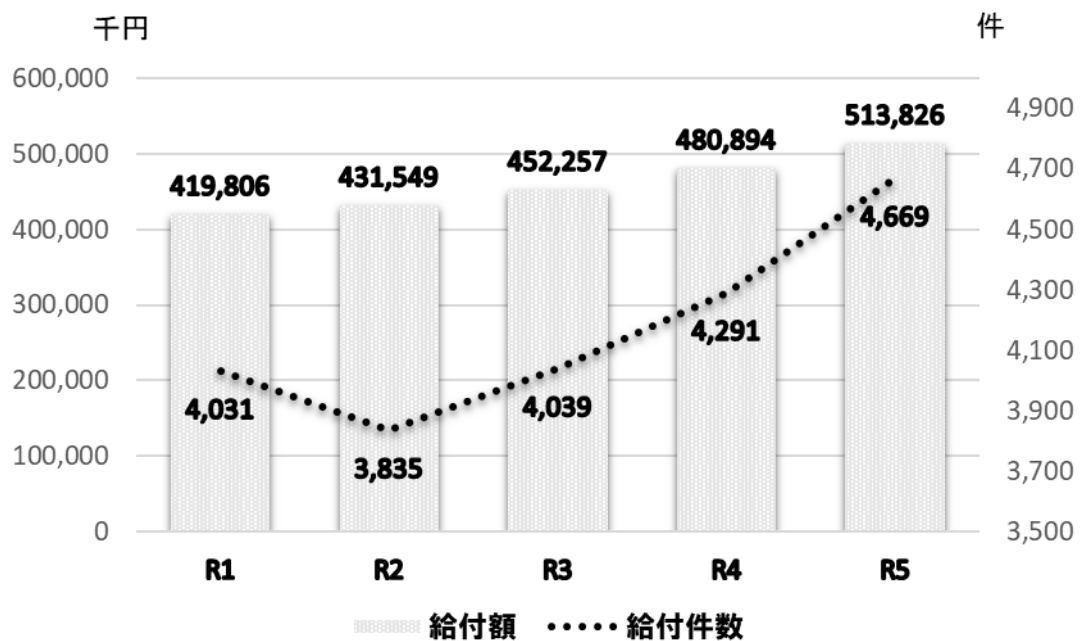


（資料）事務事業報告書、住民基本台帳

(2) 訓練等給付費・介護給付費の推移

- ◆ 訓練等給付費・介護給付費の給付件数の推移をみると、令和元（2019）年度は4,031件でしたが、令和5（2023）年度には4,669件（11.6%増）と増加傾向にあります。
- ◆ また、給付額も、令和元（2019）年度には約4億1,981万円でしたが、令和5（2023）年度には5億1,383万円（12.2%増）となり、増加傾向にあります。

■訓練等給付費・介護給付費の推移



(資料) 事務事業報告書

(3) 児童福祉

本町では、これまで進めてきた子育て支援施策や国の「行動計画策定指針」などを踏まえ、平成 17（2005）年 4 月に「新富町次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもの健全な育成や子育て環境の整備等に努めてまいりました。その後、平成 27（2015）年度に新たな国の制度に基づいた「新富町子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和 7（2025）年度からは「第3期新富町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、この計画に基づき子育て支援に取り組んでいきます。

(1) 保育所及び幼稚園の園児数の推移

- ◆ 令和元（2019）年度から令和 5（2023）年度にかけて、保育園及び幼稚園の利用者は減少傾向にあります。
- ◆ 令和 5 年度の在籍児童数をみると、保育所（園）は 567 人、幼稚園 72 人となっています。
- ◆ 令和 5（2023）年度の保育所（園）の年齢別在籍児童数は、0 歳が 778 人、1 歳が 1,261 人、2 歳が 995 人、3 歳が 1,079 人、4 歳が 976 人、5 歳が 1,234 人となっています。幼稚園では、2 歳が 51 人、3 歳が 212 人、4 歳が 197 人、5 歳が 287 人となっています。

■保育園・幼稚園の利用状況の推移

【保育園】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新田保育所	60人	62人	57人	54人	52人
上富田保育園	64人	66人	56人	56人	59人
八幡保育園	73人	65人	61人	66人	59人
いずみ保育園	60人	57人	59人	47人	50人
のぞみ保育園	58人	65人	66人	63人	75人
新町保育園	58人	48人	41人	41人	55人
ひとつせ保育園	78人	76人	70人	70人	73人
一真保育園	55人	57人	54人	52人	47人
一真下新田保育園	39人	37人	45人	38人	36人
上新田保育園	61人	60人	62人	59人	61人
合計	606人	593人	571人	546人	567人

（資料）新富町福祉課調べ（各年度3月末現在）

【幼稚園】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新富幼稚園	91人	77人	72人	78人	72人

(資料) 新富町福祉課調べ(各年度5月1日現在)

■年齢別在籍児童数(令和5年度)

【保育園】(延べ人数)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
新田保育所	70人	76人	60人	137人	84人	180人	607人	720人
上富田保育園	65人	140人	84人	144人	75人	144人	652人	720人
八幡保育園	97人	157人	84人	120人	108人	123人	689人	720人
いずみ保育園	65人	119人	109人	51人	84人	108人	536人	600人
のぞみ保育園	189人	156人	128人	120人	144人	108人	845人	840人
新町保育園	68人	110人	91人	158人	72人	91人	590人	600人
ひとつせ保育園	54人	160人	176人	93人	142人	163人	788人	840人
一真保育園	49人	102人	119人	76人	87人	84人	517人	600人
一真下新田保育園	46人	92人	60人	72人	84人	60人	414人	540人
上新田保育園	75人	149人	84人	108人	96人	173人	685人	720人
合計	778人	1,261人	995人	1,079人	976人	1,234人	6,323人	6,900人
	2,039人		2,074人		2,210人			

(資料) 新富町福祉課調べ

【幼稚園】(延べ人数)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
新富幼稚園	0人	0人	51人	212人	197人	287人	747人	960人

(資料) 新富町福祉課調べ

(2) 放課後児童クラブ登録児童数の推移

放課後児童クラブの登録者数は、全体的に横ばいの傾向にあります。

■放課後児童クラブ(各年4月現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
低学年	266人	271人	261人	252人
高学年	40人	22人	34人	51人

(資料) 新富町福祉課調べ

2-3 地域福祉推進のための課題

第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画の成果と課題

令和2（2020）年度を始期とする第2期新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第2期計画」という。）では、『みんなで支え合い 自分らしく 安心して暮らせる やさしいまち しんとみ』を基本理念に据え、①お互いが支え合う地域福祉づくり、②ふれあい・支えあいづくり、③安心、快適な環境づくりの3つの基本方針を定め、それぞれに目標を設定し展開してきました。

第2期計画で実施した行政・社会福祉協議会の取組による成果と課題について、基本施策ごとに次のとおり整理しました。

○基本方針1：お互いが支え合う地域福祉づくり

目標1	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域福祉の意識づくり	● 学校や家庭、地域における福祉教育の推進 ● 広報・啓発活動の充実

【成果と課題】

行政が企業と連携し、町内企業向けの「障がい者雇用セミナー」や、障がい当事者、家族、支援者向けの「障がい者雇用情報セミナー」「個別相談会」を実施することができました。

また、障害者優先調達推進法に基づき積極的に障がい者就労支援事業所等から調達を行い、調達実績を大きく増加させることができました。

社会福祉協議会では、生活支援ボランティアの養成を目的とした講座を開催し、令和5年度からの有償ボランティア活動の開始につなげることができました。

地域福祉の意識づくりは進みつつあるものの、多くの世代にボランティア活動に対する関心を持ってもらうための取組が必要です。

目標2	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域福祉を支える人材の育成	● 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 ● ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

【成果と課題】

行政とボランティアセンターが連携し、新富町赤十字奉仕団による炊き出し訓練に資材の提供等を行い、災害等の有事を想定した訓練を実施することができました。

生活支援を目的とした有償ボランティア活動を開始し、住民が主体となった活動に取り組みました。また、慰問活動など依頼があった際はボランティアセンターによるボランティア派遣なども行いました。

行政と社会福祉協議会、ボランティアセンターが更に連携・協働した取組を進めていく必要があります。

目標3	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域活動やボランティア活動などの活性化	● 域活動やボランティア活動への支援 ● 地域活動組織の活性化

【成果と課題】

行政では、地域のボランティア団体、支援団体の活動や行事について、新富町公式LINE等を活用し広報活動を行いました。また、社会福祉協議会への補助金を通じ、ボランティア団体の育成・支援を推進しました。さらに、令和6年度から自治会運営支援事業補助金を創設し、地域活動の活性化を図っています。

社会福祉協議会では、生活支援ボランティア活動を開始したことで、地域における独居高齢者の生活の困りごとに対しマッチングする機会が増加しました。また、ボランティア加入者および団体にはボランティア保険への加入を促し安心してボランティア活動に取り組める環境づくりを進めてきました。ボランティア活動やその他住民主体の活動、社会福祉法人が行う地域貢献活動なども周知を図るため、「社協だより」を発行しました。

ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めることが必要です。

○基本方針2：ふれあい・支えあいづくり

目標4	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域でのふれあい、交流の場づくり	● 世代間交流の推進 ● 地域での交流活動の推進

【成果と課題】

行政では、ボランティア団体や家族団体への補助、事務局機能の提供を通じ、ボランティア活動や交流活動の推進を行いました。

また、町内有志によるイベント「まつりしんとみ」への補助、小中学校とるびなす支援学校の交流、座論梅の梅ちぎり、元禄坊主踊り、神楽など多くの町民が参加・交流できる機会の創出を行いました。町主催のスポーツイベントや新富町スポーツ推進員との連携によるスポーツ体験会も開催しました。

社会福祉協議会では、地域において行事等を実施する際、機材や備品などの貸出しを行い、活動の推進を行いました。

ボランティア、町民、関係団体等の交流の機会を増やすなど、多様な人々による関わりの機会や場を増やしていくことが必要です。

目標5	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域における支えあい助けあいの仕組みづくり	● ボランティア活動・町民活動の啓発と支援 ● 見守り体制の充実

【成果と課題】

行政では、見守りネットワーク事業、配食サービス事業、ごみ出し支援事業による高齢者の見守りをを行っています。また、地域に密着した見守りネットワークを構築するため、郵便局と協定の締結を行いました。協力事業所の登録数を増やすための取組も行っています。

65歳上の高齢者世帯を対象に、緊急通報システムを貸与することで、急病や災害等の緊急時にボタン一つで受信センターへ通報が可能となりました。災害時には受信センターから安否確認を行っています。

地域の情報が共有できる体制づくりとして、障がい者自立支援協議会や地域ケア個別会議における地域課題等の検討・把握や民生委員との連携等を行いました。

支えあいの意識を醸成しながらボランティア活動や町民活動を活性化していくとともに、見守りの体制や仕組みを構築することが必要です。

目標6	行政・社会福祉協議会の主な取組
地域福祉のネットワークづくり	● 多様な活動をつなぐネットワークづくり ● 社会福祉協議会・民生委員児童委員の活動促進

【成果と課題】

行政では、障がい者自立支援協議会や地域ケア会議の開催を通じ、様々な専門職や関係機関のネットワーク構築を推進しました。令和4年度には、障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者に関する相談支援事業所等のネットワークづくりを推進しています。

また、地区（自治会）などの地域活動については、令和6年度に自治会運営支援事業補助金を創設し、地域活動の活性化を図っています。

さらに、民生委員児童委員に対しタブレットを配布し、活動の効率化や連携強化を推進しました。

社会福祉協議会では、相談支援体制を強化することで様々な課題を抱える個人・世帯の相談に手厚く対応できるようになりました。職員配置の充実を図りながら、ケースに応じて他機関と連携し支援にあたっています。

今後は分野横断的なネットワークの構築を図り、複合化・複雑化した課題にも対応できる体制づくりを進めていくことが必要です。

○基本方針3：安心、快適な環境づくり

目標7	行政・社会福祉協議会の主な取組
防災・防犯体制の充実	● 災害時における地域防災体制づくり ● 要配慮者の避難支援体制づくり ● 地域で取り組む防犯体制づくり

【成果と課題】

防災マップの全世帯配布やWeb版防災マップの作成により、災害リスクや避難場所等が

確認できる機会の充実を図りました。

また、行政と社会福祉協議会が連携し、「災害ボランティアセンター設置・運営等に関する協定」を締結し体制強化を図りました。ボランティア団体の参加協力のもと災害ボランティアセンター運営訓練も行いました。

要配慮者への避難支援体制づくりの取組としては、要支援者の条件に当てはまる方を抽出して名簿作成し、本人の同意を得て、危機管理等の関係機関へ情報提供を行いました。

地域での防犯体制づくりにも取り組んでおり、子どもを犯罪から守るための町内保育園・幼稚園、園長会等における防犯の研修を実施、警察、防犯協会と連携した情報共有を行いました。

災害時の課題として、一人暮らしの高齢者や障がい者、医療的なケアが必要な方など、要配慮者に配慮した避難所機能の充実や災害後の生活支援体制の充実を図っていくことが必要です。

目標8	行政・社会福祉協議会の主な取組
保健・福祉サービスの充実	● 健康で活気のある地域づくり ● 総合的な相談支援体制と権利擁護の推進 ● 生活困窮者対策の推進 ● ひきこもり対策

【成果と課題】

不妊治療の助成拡充、0歳～18歳までの医療費の自己負担無償化、重度障がい者医療費助成制度の対象に精神障がいを追加するなど、様々な保健・福祉サービスの充実を図りました。情報にアクセスしやすいよう町ホームページにおける内容の充実、町公式LINEによる広報にも取り組みました。

総合的な相談支援体制と権利擁護の取組として、子ども家庭総合支援拠点パブリカ・まあるの設置、地域包括支援センターの直営化と多職種配置、障がい者基幹相談支援センターの設置を行いました。こゆ成年後見センターを児湯管内の5町1村により共同設置し、成年後見制度の利用支援、利用促進を行いました。

社会福祉協議会では、生活困窮者に対して、生活福祉資金の貸付けや食料支援などを行いました。必要に応じて、あんしんサポート事業による家計支援や就労支援が必要な方を関係機関へ紹介するなどの支援も行いました。

ひきこもり対策など、制度の狭間にある方を支援する取組は不十分で、今後重点的に取り組んでいく必要があります。

目標9	行政・社会福祉協議会の主な取組
暮らしやすい生活環境の充実	● 快適に暮らせる環境づくり ● バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

【成果と課題】

町公式LINE、町ホームページ、広報誌を活用し、ごみの分け方・出し方の周知及び啓発活動を行いました。

また、通学路にグリーンベルトの設置等を行い、歩行者が安全に通行できるよう整備を行いました。新富町フットボールセンター、新田コミュニティセンター、新富町農畜産物直売所など公共施設の整備に、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れ整備を行いました。

地域住民の利便性向上を図るため、コミュニティバスやデマンドタクシーなどの運行車両台数・停留所の追加等を行いながら、地域公共交通の充足を図ることができました。福祉有償運送運営協議会を設置・運営し、障がい者の移動手段確保も推進しました。

社会福祉協議会では、社協だよりを通じ車椅子の貸し出し、福祉用具の貸与について町民への周知を行うとともに、小中学校において車椅子体験や高齢者疑似体験などの活動をサポートし啓発に務めました。

地域の清掃活動や美化活動の開催、周知を図りながら快適に暮らせる環境づくりを推進するとともに、誰もが暮らしやすい環境づくりのためバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を意識し続けることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

第2期新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画の期間（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）においては、地域に暮らす全ての人が支えあい、生きがいを持って生活していけるように、「みんなで支え合い 自分らしく 安心して暮らせる やさしいまち しんとみ」を基本理念とし、行政と新富町社会福祉協議会、そして町民が力を合わせ、取組を推進してきました。

そのような中で、国は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴う地域の支え合い機能の低下や、福祉課題の多様化・複雑化などに対応するため、『地域共生社会の実現』の考え方を示し、地域福祉の推進にあたり、住民同士が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会を目指すこととしています。

地域社会で発生する課題を解決し、誰もがその人らしく安心して地域で生活できるようにするためには、公的サービスの充実のみならず、地域住民や各種団体、事業者など、多様な主体がそれぞれ役割を持ち、相互に助けあい、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

以上を踏まえ、今回の計画策定に当たっては、第2期計画の内容を踏まえつつ、重点課題を明確化し、施策として反映するために、基本理念を次のとおり設定します。

みんなをやさしく包み込み とともに理解し支え合う
地域共生のまち しんとみ

3-2 基本方針

基本理念を実現するために、目指すまちの姿を以下のように整理し、計画の基本方針とします。

基本方針1	お互いが支え合う地域づくり
-------	---------------

地域福祉の必要性や「地域共生社会」の重要性、地域組織等の役割について、町民に理解してもらい、地域福祉の活動に積極的に参加・参画してもらう必要があります。

次代を担う子どもをはじめ、地域で暮らす誰もが地域福祉の意識の醸成を進めるとともに、ボランティアの人材やリーダーの育成を含め、福祉の担い手など人材の育成を進めます。

また、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機会づくりに努めるとともに、地域で活躍している活動やボランティア活動への支援によって、住民の自発的で主体性のある活動の活性化を図ります。

目標

- 1 地域福祉の意識の醸成
- 2 地域福祉を支える人材の育成
- 3 地域活動やボランティア活動などの活性化

基本方針2	ふれあい・支えあいづくり
-------	--------------

少子高齢化や人口減少、核家族化等により、ライフスタイルが多様化する中で、町民同士のつながりが薄れてきており、あらゆる場面での支えあいが少なくなっています。

日常的な集まりや地域の活動等によって、ふれあい、支えあえる地域をつくるため、町民の積極的な活動への参加・参画を促します。

また、地域活動を活性化させるための支援を充実するとともに、地域資源を活用して住民や地域間、世代間の交流を促進することで、高齢者や障がい者などさまざまな人たちの社会参加や生きがいづくりと地域ぐるみによる福祉の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域活動を行っている団体など、連携を充実し、地域福祉のネットワークづくりを図ります。

目標

- 4 地域でのふれあい、交流の場づくりへの支援
- 5 地域における支えあい助けあいを生み出す地域活動の充実
- 6 地域福祉のネットワークづくり

基本方針3	安心、快適な環境づくり
-------	-------------

年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、全ての人が地域社会の中で安全に、安心して快適に暮らせるような環境を整える必要があります。

東日本大震災等の経験を踏まえ、地震や豪雨といった災害時に備え、要配慮者の支援なども含めた環境整備を進めるとともに、地域での犯罪を防ぐことでため、安全なまちづくりを進めます。

また、全ての町民が必要なとき、適切なサービスを利用できる環境づくりを進めるとともに、生涯健康でいきいきとした生活を送れるよう、健康に対する意識の向上を図り、病気の予防や早期発見に向けた普及啓発に取り組みます。保健・福祉・医療に関する情報提供や相談支援体制の充実を進めながら、重層的な支援体制の整備を図っていきます。

さらに、高齢者や障がい者など、全ての町民が安心して移動や外出ができるように、安全な道路・交通環境づくりを進めるとともに、施設の整備や住まいづくりにあたっては、全ての人が快適に利用できる人にやさしいまちづくりを進めます。

目標

- 7 防災・防犯体制の充実
- 8 福祉に関する情報提供の充実
- 9 暮らしやすい生活環境の充実

3-3 施策の体系

基本方針	目標	取組内容
基本方針1 お互いが支え合う地域福祉づくり	目標1 地域福祉の意識づくり	● 学校や家庭、地域における福祉教育の推進 ● 広報・啓発活動の充実
	目標2 地域福祉を支える人材の育成	● 地域活動・ボランティアセンターの人材やリーダーの育成 ● ボランティア団体などとの担い手をつなぐ仕組みづくり
	目標3 地域活動やボランティア活動などの活性化	● 地域活動やボランティア活動への支援 ● 地域活動組織の活性化
基本方針2 ふれあい・支えあいづくり	目標4 地域でのふれあい、交流の場づくり	● 世代間交流の推進 ● 地域での交流活動の推進
	目標5 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり	● 隣近所の交流への支援 ● 見守り体制の充実
	目標6 地域福祉のネットワークづくり	● 多様な活動をつなぐネットワークづくり ● 社会福祉協議会・民生委員児童委員の活動促進
基本方針3 安心、快適な環境づくり	目標7 防災・防犯体制の充実	● 災害時における地域防災体制づくり ● 要配慮者の避難支援体制づくり ● 地域で取り組む防犯体制づくり
	目標8 包括的な支援体制の基盤づくり	● 健康で活気のある地域づくり ● 情報提供の充実 ● 重層的支援体制の整備 ● 権利擁護の推進 ● ひきこもり対策 ● 自殺対策 ● 生活困窮者対策の推進
	目標9 暮らしやすい生活環境の充実	● 快適に暮らせる環境づくり ● バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

第4章 施策の内容

基本方針1 お互いが支え合う地域づくり

目標1 地域福祉の意識づくり

近年、高齢者の孤独死や子どもに対する虐待、自殺、ひきこもり、再犯、生活困窮等、地域社会が抱える福祉課題は大変多く、また複雑になっており、公的なサービスだけで解決することは難しくなっています。そこで、地域に住む一人ひとりがこうした問題を身近で発生していることとして受け止め、協力し合って解決していくことが大切です。

そのため、地域での支えあいや助けあいを進める「地域福祉」の考えを浸透させることが重要です。

取組内容（1） 学校や家庭、地域における福祉教育の推進

道徳教育や特別活動等全ての学校教育活動を通して、子ども同士、子どもと教師や地域の人々との連帯感を深め、心の教育の充実推進を図ります。

また、障がい者や高齢者とふれあえる交流機会の創出に努め、障がい者や高齢者に対する理解促進を目指します。

さらに、福祉教育や各種講座の開催、ボランティア活動の推進、交流会の開催等により、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 福祉に関する研修会、講演会や発表会に積極的に参加しましょう。 ○ 障がい者や高齢者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育の場に積極的に参加しましょう。 ○ 家族や近所の人と、福祉について話してみましょう。 ○ 福祉について取り上げられているもの（新聞やテレビ番組等）に関心を持つように心がけましょう。 ○ 地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。
行政	○ 小・中学校において、当事者講師やボランティア団体、職員による高齢者や障がい者等についての福祉教育を推進します。 ○ あらゆる機会を通じて福祉教育を推進します。 ○ 障がい者理解のための講座や講演会の開催に努めます。 ○ 障害者優先調達推進法に基づく「新富町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」により、計画的かつ積極的な物品

	等の調達を行います。
社会福祉協議会	○ 地域福祉やボランティア活動への理解や関心を高めることを目的としたボランティア講座の開催や福祉体験用具の貸出しを行います。 ○ 障がい者や高齢者などとの交流事業や体験学習などを通し、児童・生徒の地域福祉への理解と意欲を高めます。 ○ 学校での福祉教育やボランティア学習を推進します。

取組内容（２） 広報・啓発活動の充実

広報紙や公式ホームページ、公式 LINE など多様な媒体を活用して地域福祉に関する啓発・広報活動の充実を図り、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。

また、福祉に関する講演会を開催することで啓発に努めます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 日常生活において、地域の出来事に関心を持つように心がけましょう。 ○ 広報や公式ホームページ、公式 LINE、回覧板などに目を通すように心がけましょう。 ○ 行政によるサービスだけでなく、福祉施設や法人、ボランティア団体などが行っているインフォーマルなサービスについても積極的に情報を得て、地域のなかで情報を共有しましょう。 ○ 社会的な問題になっていることに関して、福祉を関連付けて考えてみましょう。 ○ 他の地域の取組についても関心をもって情報を得るよう心がけましょう。
行政	○ 「広報しんとみ」や公式ホームページ、公式 LINE などを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発を図るとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。 ○ 「障がい者のしおり」の配付により障がい者支援に関する情報を周知していますが、よりわかりやすい手引となるよう随時見直しを行います。 ○ 「広報しんとみ」や公式ホームページ、公式 LINE の記事を、見やすくわかりやすいように工夫します。 ○ 地域福祉活動の広報・啓発を図るとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
社会福祉協議会	○ 地域福祉に対する関心や理解がより深まるよう、「社協だより」や公式ホームページなどでの広報・周知を強化し、地域福

	祉活動への参画の促進に努めます。 ○ 行政やボランティア団体などと協力し、地域福祉やボランティアへの関心を高めるように、より効果的な事業の実施に向けた検討を行います。 ○ 座談会などを計画・実施し、地域福祉活動の広報・啓発や互助の意識醸成に努めます。
--	---

目標2 地域福祉を支える人材の育成

地域での支えあいや助けあいを進めていく「地域福祉」は、地区（自治会）といった地域組織だけの取組で実現できるものではなく、ボランティア団体やNPO法人などといった組織の役割も重要で、みんなで協力して地域福祉を担っていく必要があります。

ボランティア活動を通じて、地域に住む方がともに支え合い、交流する地域づくりが進むことが期待されるので、社会福祉協議会などの団体と連携を取りながら、ボランティア活動に関する情報発信を積極的に行い、町民のボランティア活動への参加を促進します。

さらには、こうした組織において指導的役割を果たすリーダーを見つけ、育てていくことも重要となっています。

取組内容（1） 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時を工夫し、幅広い年齢層の人材育成に努めます。

また、地域の様々な知識や技術をもった人材を地域福祉活動に活かすことができるよう、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、人材育成に向けた教室等の開催に努めるとともに、様々な経験をもった地域人材の登録、活用ができる体制づくりを進めます。

地域活動やボランティアを行う組織のリーダーに負担が偏ったり、重圧がかかりすぎたりすることがないように、組織の運営を支援します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 趣味や経験を活かして、地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ○ 隣近所で地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。 ○ 一人ひとりが「地域のために」「お互いに助け合おう」という高い意識を持ち、積極的に行事に参加したり、進んで役員を引き受けたりするように心がけましょう。 ○ 子どものころから地域活動やボランティア活動を体験しましょう。 ○ 自分が楽しいと思うことなど地域の人にも共有してもらいたいものがあれば地域の人々とともに楽しみましょう。 ○ 「地域のために何かやりたい」「地域の人みんなで盛り上がりたい」など、思っていることがあれば、ボランティアセンターに相談するなどして実現を図りましょう。
行政	○ 地域活動やボランティア活動が子どもにとって身近なものになるために、子どものころから気軽に参加できるような機会をボランティアセンターと推進します。

社会福祉協議会	○ ボランティア養成講座と併せて、ボランティア活動後のフォローを行うなど、ボランティア活動に継続して関われる体制の構築に努めます。 ○ 町内のボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行おうとする個人及び団体の登録を推進します。 ○ 福祉教育を担当する職員を育成し、小中学校での福祉教育を推進していきます。 ○ 子どもたちがボランティア活動や地域活動を気軽に体験できる機会を提供します。 ○ 各種講座の実施に当たっては、多くの町民が参加しやすい受講環境を検討します。
---------	---

取組内容（２） ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人（担い手）と各種団体や機関を結びつけるコーディネートを行います。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 自分の住む地域でどのようなボランティア活動が行われているか調べてみましょう。 ○ 地域活動やボランティア活動を体験してみましょう。 ○ 自分に合った地域活動やボランティアに参加しましょう。 ○ 隣近所で、地域行事への参加を呼びかけ、誘いあいましょう。
行政	○ ボランティア活動に関する相談窓口の充実・強化を図るとともに、社会福祉協議会やボランティアセンターとの連携図ります。
社会福祉協議会	○ 行政との連携・協働体制の構築に努め、ボランティアの登録・紹介・あっせんなど機能の充実を図ります。 ○ ボランティア団体に関する様々な取組や活動内容について周知を図ります。 ○ 効果的にボランティア活動を展開するために、ボランティアの受け手側と担い手側とをつなぐ役割や、地域活動とボランティアをつなぐ機能の強化を図ります。 ○ ボランティア連絡協議会の各種活動における支援と助成を行います。

目標３ 地域活動やボランティア活動などの活性化

地域福祉を推進するうえで、地域に根ざした活動やボランティア活動などを行っている

町民・団体は貴重な存在であり、その活動を支援し、地域への浸透を図ります。

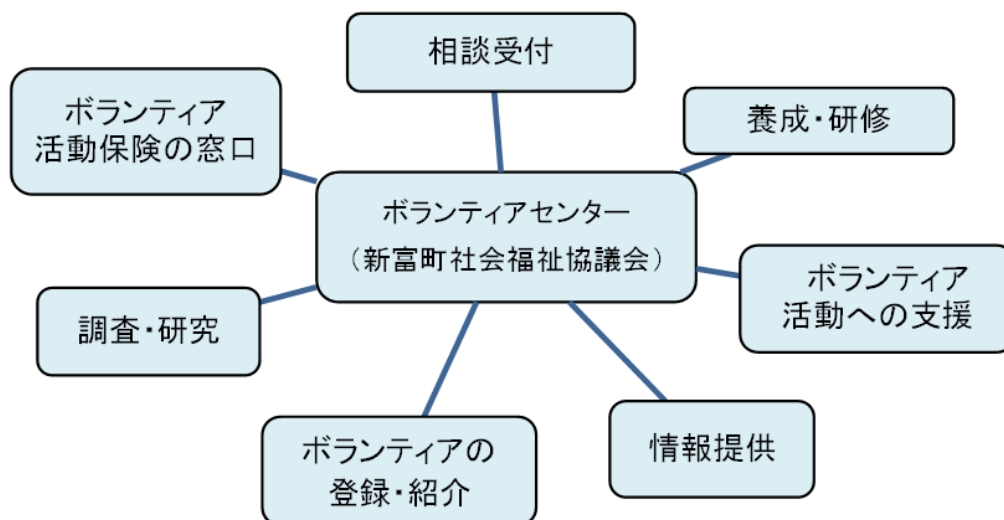
また、定年退職された方など、地域に活躍の場を求める人の豊かな知識や経験を活かし、地域活動やボランティア活動の推進を図るとともに、地域組織の活性化を支援するなど、誰もが積極的に活動しやすい環境づくりを推進します。

取組内容（１） 地域活動やボランティア活動への支援

地域のことや各種団体の活動内容等の情報を発信することにより、地域活動やボランティアへの関心を高め、町民の参加を促すとともに、活動の活性化についても支援します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。 ○ 地域のなかで活動する団体と積極的に交流を図りましょう。 ○ 社会福祉協議会と通じて、ボランティアセンターを活用しましょう。
行政	○ 地域のことや各種団体の取組に関する情報提供、広報活動の充実に努めます。 ○ 社会福祉協議会を通じてボランティア団体の育成・支援を行います。 ○ ボランティアセンターの運営を支援します。 ○ 町の行事において、可能な範囲でボランティアに協力要請しボランティアの活躍の場を作ります。
社会福祉協議会	○ ボランティア団体等の地域におけるボランティア活動を推進します。 ○ 地域や福祉施設などのニーズを把握し、ボランティアとの適切なマッチングに努めます。 ○ ボランティア活動を安心して行うことができるように、個人や団体等にボランティア保険加入を促進します。

■ボランティアセンターの事業内容



取組内容（２） 地域活動組織の活性化

身近な地域活動組織である地区（自治会）、老人クラブなどについて、加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組みます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地区（自治会）や老人クラブ、育成会などの活動について関心を持ちましょう。 ○ 地区（自治会）の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう。
行政	○ 地区（自治会）活動の支援を図ります。 ○ 老人クラブなどの活動を支援します。 ○ あらゆる年代、世代の地域活動への参加を促すため、環境の整備や活動内容の検討を進めます。 ○ 町民が地区（自治会）の情報を得て、活動に参加することができるよう、地区（自治会）と連携し、未加入世帯の自治会への加入を促します。
社会福祉協議会	○ 子ども会育成会連絡協議会などの地域福祉団体の活動を支援し、活動の周知や活性化を図ります。 ○ 研修会や情報交換会などを開催し、地域活動組織の活性化や地域の支えあい・助けあい活動の推進を図ります。 ○ 社協だよりなどで、様々な地域活動組織などの活動を周知し、活動への参加・参画を促進します。

基本方針2 ふれあい・支えあいづくり

目標4 地域でのふれあい、交流の場づくり

地域社会には、既存の福祉制度では対象とならない問題や複合化した問題等、公的なサービスだけでは対応しきれない課題が数多くあります。

こうした課題に対しては、地域社会で協力し、ふれあい・支えあい・助けあいの相互援助活動や住民活動で対応していく必要があります。

人と人とのふれあいや心の結びつきを大切にした相互援助活動や住民活動の活性化を図ることによって、思いやりのある地域コミュニティを取り戻し、地域による包摂を推進します。

取組内容（1）世代間交流の推進

保育所や幼稚園、小中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障がい者などとの交流の場を設けるなど、ふれあいの取組を支援します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。 ○ 老人クラブの活動の合同実施や、地域行事や保育所、幼稚園、学校で高齢者と子どもが交流できる機会をつくりましょう。 ○ 大人と子どもが自分の得意なことを教え合う場を設けるなど楽しく世代間で交流しましょう。
行政	○ 高齢者の知識や経験、技能等を活かし、子どもたちに伝統的な遊び、郷土芸能等を伝承する活動を支援します。 ○ 保育所や幼稚園、学校等の行事において、近隣地区（自治会）等や高齢者、障がい者と交流するふれあい事業を支援します。
社会福祉協議会	○ 高齢者と子どもたちがふれあえるように、世代間交流を積極的に実施し、地域の活性化と地域間のつながりを強化し、生きがいの持てる地域づくりを目指します。 ○ 子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。

取組内容（２） 地域での交流活動の推進

町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、地区（自治会）などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を支援し、多様な町民が交流できる機会の創出を図ります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ ゴミステーションでも何か一言ずつ声をかけあうなど、近隣との付き合いを深めるよう努めましょう。 ○ 地域の活動などに、進んで参加するようにお互い努力しましょう。 ○ 地区（自治会）などで行われる集会などに積極的に参加しましょう。 ○ 地区（自治会）や身近な地域で、話しあいや親睦の機会を持つようにしましょう。 ○ 日常的に近隣でお互いを頼ったり助け合ったりしましょう。
行政	○ 社会福祉協議会と連携し、交流活動を支援します。 ○ 地域の各種団体活動の支援を行い、地域コミュニティの充実に努めます。 ○ 町民が交流できるイベントへの支援を行います。 ○ 障がいの有無や性別、国籍等に関わりなく、地域の様々な人がともに地域活動に関わる機会を提供することで、互いの理解を深め、支え合う心を育みます。
社会福祉協議会	○ ボランティア、町民、関係団体等の福祉への関心を高めるイベントについて、より効果的な実施に向けた検討を行うとともに、今後も関係団体と連携し、積極的な住民参加を促進します。 ○ サロンの効果的な推進や運営上の課題に対し、きめ細やかな相談支援を行いながら、設置の促進に努めます。 ○ 地域での行事等を実施する際、機材や備品などの貸出しを行います。 ○ 福祉学習等供用施設や老人福祉センターなどの公共施設を、地域の交流活動の拠点として活用します。

目標5 地域における支えあい助けあいの仕組みづくり

地域では民生委員児童委員などが主に見守り活動を行っていますが、このような活動に加え、隣近所や身近なによる声かけやあいさつ、民間事業者等との連携などを通じて、日常的に見守る意識や体制づくり、見守りの仕組みづくりを進めることが求められています。

取組内容（１） 隣近所の交流への支援

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ あいさつ運動を進んで実践しましょう。 ○ 地域の交流の場に積極的に参加しましょう。 ○ 隣近所の住民との交流を意識するようにしてみましょう。
行政	○ 隣近所であいさつができる関係づくりをめざすため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を支援します。 ○ 様々な人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。
社会福祉協議会	○ 子どもや高齢者、障がい者など、町民の交流の機会をつくり、相互理解を促進するとともに、地域における生きがいづくりを推進します。 ○ 気軽に誰でも参加できるイベントや行事の企画を支援します。

取組内容（２） 見守り体制の充実

子どもや高齢者などが安心して地域で生活を営めるよう、地域の協力を得ながら見守りネットワークの強化を図ります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 隣近所や周囲の人にあいさつをする習慣をつけ、日常的なふれあいを持ちましょう。 ○ 近隣に対して心配りをするようにし、回覧板をまわす時などに声をかけあいましょう。 ○ 見守ることで、自分も見守られることにつながるという、「お互い様」の意識を持ちましょう。

	○ 子どもには登下校の時だけでなく、いつも見守り、声かけをしましょう。
行政	○ 地域での見守り、声かけ活動を支援します。 ○ 個人情報に配慮しつつ、地域の情報が共有できる体制づくりを支援します。 ○ 見守りネットワークの拡大・推進に努めます。 ○ ひとり暮らし高齢者などの自宅に「緊急通報装置」を設置し、緊急時や異常事態に備えるためのシステムの普及、利用者拡大を図ることにより、孤立死の防止に努めます。 ○ 郵便局等と連携し、ポストへの新分野郵便物のたまり方から異常事態を察知し、居住者の安否確認を行います。 ○ 福祉サービス事業者等と連携し、安否確認の強化を図ります。 ○ 地域のボランティアや民生委員・児童委員、PTA 等による子どもの登下校時の見守り活動を推進します。
社会福祉協議会	○ 地域住民や地区（自治会）、民生委員児童委員、関係機関などと協働し、見守り活動の強化と組織化を支援します。 ○ 町が実施する見守りネットワーク事業において、関係機関への情報提供、活動支援に努めます。

目標6 地域福祉のネットワークづくり

地域社会には、様々な組織、人材、施設といった地域（社会）資源があります。

地域全体で支える福祉のまちを実現するため、こうした様々な地域（社会）資源がネットワークを構築し、個々の地域（社会）資源の強みを活かし、連携・協力することで生まれる新たな力により、地域における福祉課題への対応力を高めていきます。

取組内容（1） 多様な活動をつなぐネットワークづくり

地域には、地区（自治会）といった地域組織とボランティア団体や NPO 法人などといった組織があり、これらが連携しあうことが大変重要です。そのため、各種団体・組織の交流促進を図ります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう。 ○ 地域ごとに、地区（自治会）、民生委員児童委員、老人クラブなどが連携し、交流を図るとともに他団体の活動内容を共有できる体制をつくりましょう。 ○ 回覧版などの情報を、家庭のなかでお互いに伝えあいましょう。
行政	○ 地域活動団体間の連携強化のための取組を支援します。 ○ 地域活動団体やボランティア団体と関係する部署同士が連携し、活動の把握と情報の共有に努めます。 ○ 地区（自治会）などの地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携を支援します。 ○ 高齢者や障がい者の施設同士が交流できる場を設けるように努めます。 ○ 地域課題や福祉ニーズを把握し、関係機関・団体と連携を図り、課題に対して支援する体制づくりに努めます。
社会福祉協議会	○ 地域福祉活動を効果的に推進するために、関係機関・団体の連携・協働体制の強化を図ります。 ○ 地域の生活、福祉ニーズや生活・福祉課題の把握、またその課題の解決方法など、関係機関・団体との連携・協働で行える体制づくりに努めます。

取組内容（２） 社会福祉協議会・民生委員児童委員の活動促進

社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中心的な団体として位置づけられています。町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な活動に結び付けていくための重要な役割を果たしていくものとして期待されています。

また、民生委員児童委員は、社会福祉協議会同様困り事や心配事に対する「身近な相談窓口」の一つであり、セーフティネット^{※4}の一翼を担っていることの周知を進めていく必要があります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 社会福祉協議会、民生委員児童委員の活動に関心を持ち、社会福祉協議会の事業を活用して、自ら地域福祉推進に取り組みましょう。 ○ 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう。
行政	○ 社会福祉協議会、民生委員児童委員への支援、連携の強化を図ります。 ○ 社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し、地域住民の理解が図られるよう、活動内容を周知します。
社会福祉協議会	○ 町民を始め関係機関及び関係団体と協力して、地域福祉に関する多様なニーズに対応した各種福祉事業を積極的に展開します。 ○ 社会福祉協議会の理解促進を図ることで、会員拡大に努めます。 ○ 共同募金の配分金を活用し、地域福祉事業の推進を図ります。 ○ 社会福祉協議会の機能を強化し、既存制度では対応しきれない制度の狭間の方々を支援の充実を図ります。 ○ 社会福祉協議会の組織・体制の充実及び財政の安定化に取り組みます。

※4 セーフティネット：何らかの支援を必要とする人が困難な状態に陥らないよう相談を行うとともに、地域の福祉団体等の活動を通じて不安や悩みを持つ人の早期発見に努め、迅速かつ適切なサービスにつなげる地域支援の仕組みのことをいいます。

基本方針3 安心、快適な環境づくり

目標7 防災・防犯体制の充実

普段から地域で協力し、要配慮者などの避難支援体制や連絡体制を整えるとともに、防災等に関する情報提供をし、災害発生時や緊急時の支援体制を強化します。

また、犯罪のないまちづくりにむけて、町民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域における防犯活動に協力する体制づくりを進めます。

取組内容（1） 災害時における地域防災体制づくり

地震等の大規模災害が発生した際には、道路交通の寸断や同時多発する火災等により、町や消防による支援が困難となる可能性があるため、地域における防災体制の役割が非常に重要であると言えます。そこで、大規模災害等の“もしも”に対する強い地域を構築するため、地域住民を中心とする防災体制の整備を促進します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 非常持出し袋や必要な物を揃えて、いつでも持ち出せる準備をしておきましょう。 ○ 各家庭で非常食を備蓄しましょう。（3日～7日分） ○ 各家庭内で避難場所等の確認や災害時の連絡のとり方等を決めておきましょう。 ○ 災害を想定した備えや避難方法について考えてみましょう。 ○ 各地域の避難経路上の危険箇所等の確認をしましょう。 ○ 「地域は地域のみんなで守ろう」という意識を育み、地域での自主防災訓練等に、積極的に参加しましょう。 ○ 各地域に応じた体制で防災訓練の実施や災害時対策の検討を行いましょう。
行政	○ 全戸に配布している防災ハンドブックの更なる内容浸透を図り、住民が浸水想定区域や避難場所等を確認する機会を作ります。 ○ 食料品等を扱う企業と流通備蓄協定の締結を進めます。また、避難所における防災資器材等の備蓄を強化します。
社会福祉協議会	○ 災害時、行政及び関係機関やボランティア団体と協力し、災害ボランティアセンターを設置します。 ○ 災害時、迅速かつ十分な福祉救援活動やボランティア支援活動ができるように、災害時対応マニュアルや災害ボランティアセンター設置マニュアルの定期的な見直しを行います。 ○ 災害時、迅速かつ的確に行動できるように定期的に講習会な

	どを開催します。 ○ 災害時、被災世帯に見舞金及び救援物資の支給を行います。
--	---

取組内容（２） 要配慮者の避難支援体制づくり

高齢者や障がい者などの要配慮者の方々が地域で安心して生活することができるよう、地域の住民や関係機関による避難支援体制の構築を支援します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 日頃から防災に対する意識を深めましょう。 ○ 災害などを想定した備えや避難方法等について、家庭や地域で考えてみましょう。 ○ 日頃から近隣と交流を持ち、災害が起きた場合の支援を頼んでおきましょう。また、支援を必要とする人を把握することを意識しましょう。 ○ 災害時には、身近な若い人が中心となって、支援を必要とする人の手助けをできるよう、地域で体制をつくりましょう。 ○ 防災訓練を実施し、地域での役割分担を明らかにしましょう。 ○ 災害に備え、地区（自治会）、民生委員児童委員などで、支援を必要とする人を把握しておきましょう。
行政	○ 各種福祉サービス提供事業者と連携し、一人暮らしの高齢者や障がい者、医療的ケアが必要な方など、要配慮者に配慮した避難所機能の充実を図ります。 ○ 関係機関と連携をとりながら避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように支援をします。 ○ 地震等の災害時に自力で避難することが困難な方の避難支援体制の整備を図ります。 ○ 災害時に住民・行政・社会福祉協議会が協力して要配慮者の避難支援ができるよう、日頃から避難行動要支援者名簿等の整備について連携強化に努めます。 ○ 要配慮者の避難支援において、自主防災組織や地域の福祉施設の機能を利活用することに努めます。
社会福祉協議会	○ 関係機関と連携し、災害時の支援体制の充実を図ります。 ○ 地域における災害時の情報収集、避難行動要支援者の把握、避難誘導などについて支援します。 ○ 高齢者や障がい者などの要配慮者に対して、関係機関と連携し、災害後の生活支援体制の充実を図ります。

取組内容（３） 地域で取り組む防犯体制づくり

安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。

また、防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

さらに、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 子どもや高齢者にもわかりやすい方法で防犯を呼びかけていきましょう。 ○ 子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。 ○ 買い物や散歩、通勤・通学、自宅での火事などの日常生活や事業活動などを行いながらの見守り活動である「ながら見守り」活動をしてみましょう。 ○ 近隣の高齢者や障がい者と常時交流を持ち、不審者の出入りに注意するようにしましょう。 ○ 防犯ボランティアなどの自主防犯組織に参加しましょう。 ○ 子どもが地域で安心して遊べるよう見守りを行いましょう。 ○ 防犯について、近隣同士で話合いや情報交換などをして、みんなで防犯意識を高めましょう。 ○ 一人ひとりが犯罪や非行のない地域づくりのために何ができるか考えてみましょう。
行政	○ 防犯に関する情報を発信し、防犯意識の高揚を図ります。 ○ NPO 法人等によるパトロールを支援し、登下校時などの子どもの見守り活動を推進します。 ○ 地域ぐるみで子どもを犯罪から守るため、「子ども避難所」を充実します。 ○ 高齢者や障がい者を狙った悪質商法等の未然防止、早期発見のため、消費生活センターと警察、関係機関との連携を強化します。 ○ 保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者、関係機関と連携して、再犯防止についての広報・啓発活動を推進します。 ○ 犯罪を行った人などが罪を償い、地域社会において円滑に立ち直ることができるよう、保護司や関係機関と連携を図ります。 ○ 犯罪や非行のない地域社会の実現のため、保護司会と連携し、

	社会を明るくする運動の普及啓発等の活動を推進します。
社会福祉協議会	○ 高齢者や障がい者などに対して、消費者被害を防止するため、情報提供や啓発活動を推進します。 ○ 地域のなかで住民同士が互いに声をかけあい、見守り合える環境づくりに努めます。

目標8 包括的な支援体制の基盤づくり

町民一人ひとりが、生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して生活するためには、総合的な支援が必要です。

困ったときに気軽に相談でき、必要なときに適切なサービスが利用できるよう、利用者本位のサービスの確保が求められています。また、町民や社会福祉事業者と行政がともに考え、ともに行動することが大変重要となっています。

取組内容（1）健康で活気のある地域づくり

長寿社会を迎えている今、全ての人が生涯健康でいきいきとした生活を送れることが大切です。そのため、人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組んでいきます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 定期的な検診を受けるように努めましょう。 ○ 生活習慣を見直し、健康管理に気をつけましょう。 ○ 日常に適度な運動を取り入れましょう。 ○ 身近に相談できるかかりつけ医を見つけましょう。 ○ 地域で健康づくりに取り組みましょう。
行政	○ 各種検診、健康相談、健康教室及び予防接種等の保健事業を実施します。 ○ 「広報しんとみ」や公式ウェブサイトを活用し、健康づくりに関する情報提供に努めます。 ○ 乳幼児期からの規則正しい食習慣の確立に努めます。 ○ 町内にある医療機関などを活用し、保健・福祉・医療の連携による子どもや高齢者、障がい者へのサービスの提供体制の充実を図ります。 ○ 介護予防事業の実施等、介護予防に関する情報提供を行います。
社会福祉協議会	○ 高齢者や障がい者の社会参加のきっかけ作りと、生きがい作りを推進します。 ○ 高齢者が地域でいきいきと暮らせるように、社会参加のきっかけ作りや介護予防の機会を促進し地域社会と関わりを持ち続けるなど、生きがいづくりを推進します。 ○ 支援や介護が必要になった高齢者や障がい者などが、自立した心豊かな生活が送れるように、介護保険事業等、関連する福祉サービスとの連携強化を図ります。

取組内容（２） 福祉に関する情報提供の充実

支援を必要とする時に適切なサービスを迅速に利用できるよう、町民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行い、きめ細かに行き渡るような工夫をしていきます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地域における交流の場や専門職の相談窓口を活用しましょう。 ○ プライバシーに配慮しつつ、地域の生活課題を「我が事」としてとらえる気持ちで解決を図ることに努めるとともに、専門職の相談機関につなげるなど、協働して課題を解決することを意識してみましょう。 ○ 地区（自治会）や民生委員児童委員などを中心に、一人暮らし高齢者、障がい者などの状況を把握していきましょう。 ○ 広報や公式ホームページなどを見る習慣、知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得るよう努力しましょう。
行政	○ 民生委員児童委員への情報提供等を緊密に行います。 ○ 保健、医療、福祉、教育の連携を強化し、情報の共有・提供体制を充実します。 ○ 受け取りやすい情報発信に努め、わかりやすい文章表記、色づかい等、広報やホームページの記載等に配慮します。 ○ レスパイトケア（介護の必要な障がい者・高齢者等がいる家族への支援、福祉サービスの利用などにより一時的に休息をとれるようにする。）の周知・啓発に努めるとともに、レスパイトケアの一環として医療・保健・福祉の専門職に相談したりできる場（介護者サロン）等の充実を図ります。
社会福祉協議会	○ 町民が抱える様々な生活上の悩みや問題などに関して、適切な助言や情報提供を行うための各種相談事業の充実に努めます。 ○ 広報誌「社協だより」や公式ホームページの内容充実に努め、町民への福祉サービスなどの情報を提供します。

取組内容（３） 包括的な支援体制の整備

高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等、地域で支援を必要としている人が抱える問題は多岐にわたります。

近年では、こうした問題が複雑化・複合化しており、適切に相談につながらずに孤立

してしまう場合や、相談先が分からずに状態が深刻化してしまう場合もあります。

そのため、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。

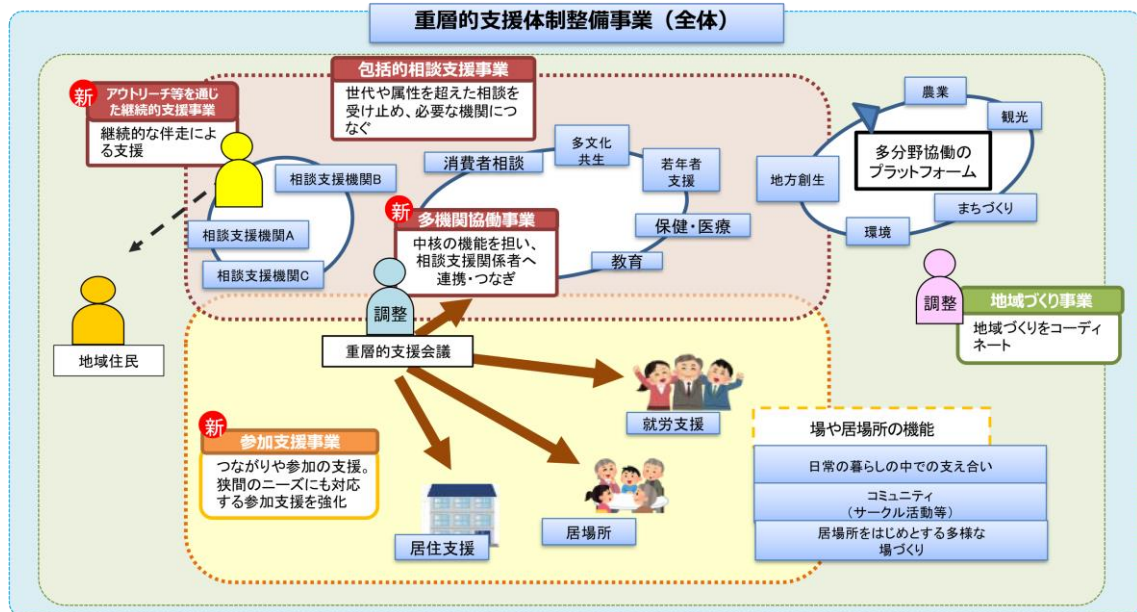
日常生活の中で困りごとや福祉サービスの適切な利用に対して、関係機関と連携し、気軽な相談から専門的な相談まで相談体制づくりを進めます。

また、国が示す重層的支援体制整備事業（①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）の実現に向けて、体制づくりに取り組みます。

【包括的な支援体制の整備に向けた3つの支援の一体的な実施】

①相談支援	○ 包括的な相談支援体制 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の分野に関わらず相談を受け止める。 ○ アウトリーチ等支援事業 支援につながりにくい人に対して訪問し、積極的に働きかけ支援を届ける。支援が届いていない人や課題を抱えている人の発見を行う。 ○ 多機関協働事業 単独の支援機関では難しい複雑化・複合化した問題に対して、支援関係機関の調整をする。
②参加支援	○ 参加支援事業 既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない、狭間・個別の課題に対応するため、社会資源を活用し社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。支援メニューとしての社会資源の開拓を行う。
③地域づくりに向けた支援	○ 地域づくり事業 全ての住民を対象として、地域における多世代交流の居場所や地域参加ができる場を確保する支援を行う。

【重層的支援体制整備事業のイメージ】



(資料) 厚生労働省資料から引用

取組主体	取組例
町民・地域	○ 日頃から広報誌や公式ホームページを通して、相談機関や福祉情報を収集するよう心がけましょう。 ○ ひとりで悩まず、誰かに相談するよう心がけましょう。 ○ 隣近所に困っている人がいたら声をかけ、話を聞いてみましょう。
行政	○ 社会福祉協議会や子育て支援センター、地域包括支援センター、NPO法人、福祉サービス提供事業者などの相談窓口の充実を支援します。 ○ 保健福祉に関する各種相談事業において、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代からの相談、生活困窮者など住宅に配慮を要する方の相談、さらには虐待やヤングケアラーに関する相談や様々な理由により生活に困難を有する方の相談など個々のケースに応じた相談事業を実施するとともに、関係機関との連携を強化します。 ○ 何らかの支援を必要とする方が、制度の狭間に陥ることがないように包括的に相談を受け付け、適切な支援へつなげます。 ○ 町民からの相談を、適切なサービスにつなぐことができる体制を充実させ、各種専門家による相談業務を推進するとともに、包括的な相談体制を構築することに努めます。 ○ 地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターの職員の資質向上と周知を図りま

	す。
社会福祉協議会	○ 地域福祉を推進する中核的な団体として町と連携し、包括的支援体制の構築に向けて取り組みます。 ○ 社会福祉協議会のこれまでの取組を踏まえ、住民主体による地域福祉活動の推進、制度の狭間を埋める先駆的・開拓的事業の開発等、地域共生社会の実現に向けた諸活動の継続的・発展的な取組に努めます。

取組内容（４） 権利擁護の推進

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でないため、財産管理や介護保険サービス等の各種福祉サービスを受ける契約を結ぶことに不安や困難がある人に代わって、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

今後、超高齢化社会を迎えるに当たり、成年後見制度の対象となる人の増加が見込まれることから、地域においてその人らしい暮らしを続けていけるように、制度の利用促進に努めます。

また、高齢者・障がい者・児童などの虐待やDVの予防、早期発見、早期対応を図るため、広報啓発事業や関係機関との連携推進等、体制整備を図ります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 成年後見制度や日常生活自立支援事業に関する理解を深めましょう。 ○ 支援やサービスが必要な人に対し、制度やサービスを活用することによって生活の質が高まることを伝えていきましょう。 ○ 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係機関へつないでいきましょう。
行政	○ 各種相談機関や医療、福祉サービス事業所、民生委員児童委員などと連携して、適切なサービスにつなげていきます。 ○ 成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の普及を支援します。 ○ こゆ成年後見センターと連携し権利擁護を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を行います。 ○ 市民後見人の育成支援及びその活動に向けた取組について、こゆ成年後見センターと連携し検討します。
社会福祉協議会	○ 日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が不十分な高

	齢者、障がい者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。 ○ 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。 ○ 成年後見制度の理解を深め、幅広い利用につなげるため、制度の普及啓発に努めます。
--	---

取組内容（５） ひきこもり対策

いわゆる”ひきこもり”を早期発見し、適切な支援に結び付けます。ひきこもりは、本人や家族が悩みを抱え込んでしまい、早期に適切な相談窓口につながりづらい問題であると考えられます。他機関と連携しながら、ひきこもりの問題の解決に向けて、それぞれケースに合わせた対応を目指します。高齢化が進む現代社会で、80代の親とひきこもりの50代の子どもの「8050問題」が注目されており、そのような方たちに対して適切な支援に結び付ける必要があります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ ひきこもりに関する知識を得よう日頃から関心を持ち、近隣にひきこもりで困っている人がいないか気を配りましょう。 ○ ひきこもりについて悩みや不安がある場合は、役場の窓口やひきこもり地域支援センター（宮崎県精神保健福祉センター内）などの電話相談窓口にできるだけ早めに相談しましょう。
行政	○ ひきこもりの相談を受けた際には、関係機関や専門の支援員と連携して適切な支援につなげます。 ○ ひきこもりの方が社会に出やすいように、地域住民へひきこもりに対する理解を広めることに努めます。 ○ ひきこもりの方又はその家族がすぐに相談できるように、相談窓口の周知に努めます。
社会福祉協議会	○ 行政、民生委員児童委員、関係機関等と連携して、ひきこもりの相談に対応します。 ○ ひきこもりの方が、定期的に通うことができる居場所づくりを推進します。 ○ 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。

取組内容（６） 自殺対策

自殺対策を町全体の問題として、自殺を防止するとともに、町民一人ひとりを含む、行政、関係機関等が一体となり、全ての命を大切に「生きる支援」ができる体制づくりを目指す必要があります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 町民一人ひとりが自殺の状況や生きることの支援、命の大切さを理解し、自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づいたら、必要な支援につなげるようにしましょう。 ○ 地域活動の中で、心の健康づくりに関する悩みや不安、知識を得るなどの必要性がある場合は、相談窓口にご相談しましょう。
行政	○ 町民から自殺関係を含む、心の健康に関する相談を受けた際には、適切な支援につなげます。 ○ 町民への心の健康づくりに関する普及啓発や相談窓口の周知、活動する団体への支援に努めます。 ○ 町民の相談に対し、適切に対応することができる人材の育成、地域における関係機関・団体等との連携体制づくりに努めます。
社会福祉協議会	○ 社会福祉協議会が培ってきた様々な相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。 ○ 行政や関係機関と連携して、自殺予防に関する正しい知識や情報の普及啓発に努めます。

取組内容（７） 生活困窮者対策の推進

平成 26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、また平成 27（2015）年に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。生活保護受給に至る前の段階での支援の強化や生活困窮世帯の子どもが引き続き生活困窮に陥らないような支援を行うことが必要です。相談機能を強化するとともに関係機関が連携し、総合的な相談支援の充実を図ります。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 日頃から生活困窮者支援に関する情報の収集に努めましょう。 ○ 近所で生活困窮が疑われる人がいたら、民生委員や町など関係機関に連絡しましょう。
行政	○ 民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携し、生活困窮

	者に関する情報を的確に把握するとともに、相談体制の充実を図ります。また、支援を必要とする人を関係機関につなぎます。 ○ 生活困窮者自立支援事業^{※5}の実施主体である福祉事務所と連携して生活困窮者の支援に取り組みます。 ○ 生活困窮者支援会議で情報の共有に努め、生活困窮者の早期発見、自立に向けた支援体制の充実を図ります。 ○ 関係機関と連携して生困窮世帯の児童・生徒への学習支援を行います。 ○ 社会的理由や経済的理由に等により、食料確保が困難な小中学生のいる世帯を支援することで、こどもたちへの食の充実及び健全育成を支援します。 ○ 町民からいただいた学校制服などを就学必要とする生活困窮世帯に提供することにより、経済的支援と資源の有効活用に努めます。 ○ 生活困窮世帯等の中学校新入学生を対象に制服等購入費用の一部を助成します。
社会福祉協議会	○ 緊急的に生活が困窮し支援が必要な町民に対し、食料を提供することで、安定した生活が送れるように支援します。 ○ 生活困窮者や経済的支援が必要な町民に対し、生活福祉資金の貸付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図ります。 ○ 生活困窮者の自立に向け、生活習慣や社会能力が身に付くように、必要な助言や関係機関につなぐ等の支援を行います。 ○ 経済的な困窮のみならず、複合的な課題を抱えた生活困窮者や制度の狭間にある方への支援を地域や団体、関係機関と連携して取り組みます。

※5 生活困窮者自立支援事業：既存の制度では十分対応できなかった生活困窮者に対し、必要な支援を実施することで生活困窮者の経済的、社会的な自立の促進を図るための制度で、働きたくても働けない、住むところがないなど、生活全般にわたる困りごとに対し、専門の支援人が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を行います。

目標9 暮らしやすい生活環境の充実

まちが美しく保たれ、誰もが自由に外出や移動ができる、安全で快適な生活環境が形成されることは、地域福祉実現のために必要なことです。

町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めるとともに、バリアフリー※⁶やユニバーサルデザイン※⁷の考え方に立ち、外出・移動しやすい環境づくりを推進します。

取組内容（１） 快適に暮らせる環境づくり

誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取組を推進します。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう。 ○ 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう。
行政	○ 町民のモラルやマナーを向上するための広報・啓発活動に取り組みます。 ○ 地域の清掃活動や美化活動の周知を図り、町民の参加促進を図ります。
社会福祉協議会	○ 地域の清掃活動や美化活動を行うボランティア団体等の支援を行います。

取組内容（２） バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインやバリアフリーについての啓発活動に努めるとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭などをはじめ、外出・移動手段の確保に努めます。

取組主体	取組例
町民・地域	○ 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう。 ○ 点字ブロックの上や狭い道路に障害になるものを置かないようにしましょう。 ○ 家族が送迎するなど、外出や移動の際はお互いに協力しましょう。 ○ 隣近所や地域の商店などが協力・連携し、買物支援を進めましょう。

行政	○ 歩道を整備するなど、安全な道路環境の整備に努めます。 ○ 高齢者や障がい者、子育て家庭など、様々な人の意見を反映し、誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。 ○ 新たに公共施設を整備する場合は、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れるように努めます。 ○ 公共性・緊急性の高い場所の安全な歩行空間の確保等、バリアフリー化に努めます。 ○ 高齢者や障がい者、子育て家庭などをはじめ、外出・移動手段の確保に努めます。
社会福祉協議会	○ バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方の啓発に努めます。 ○ 外出・移動しやすい環境づくりを推進します。 ○ 歩行困難な高齢者や障がい者の方で車いすが一時的に必要となった方に、無料で車いすを貸し出すことで社会参加の促進を図ります。 ○ 町内小中学校において車いすや、高齢者疑似体験用具などの貸出しを行い、バリアフリーに関する啓発を行います。

※6 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

※7 ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

第5章 第2期新富町再犯防止推進計画

5-1 計画の趣旨

全国の刑法犯の認知件数は減少減向が続いていたが、令和3（2021）年に戦後最小の56万8千件となって以降、3年連続で増加し、令和6（2024）年は73万8千件と増加傾向にあります。刑法犯により検挙された再犯者の割合は、近年減少傾向にあります。令和5（2023）年は47.0%と5割近くに達しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱えるとともに、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、地域による包摂を進め、社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を行政や民間団体等が緊密に連携・協力して行っていく必要があります。

このような状況の中、平成28（2016）年12月に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施する等の責務が国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方再犯防止計画の策定が努力義務として課されました。

本町においても、罪を犯した人等の円滑な社会復帰の支援や、犯罪や非行の未然防止に取り組むことにより、安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため、令和2（2020）年3月に「新富町再犯防止推進計画」を策定し、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間、再犯防止の取組を推進してきました。

現在の取組を踏まえ、「第2期新富町再犯防止推進計画」を策定し、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間、必要な施策を総合的かつ計画的に実施していきます。

5-2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定するものであり、国や宮崎県の再犯防止推進計画などの関連計画との連携・整合を図るものです。

5-3 基本方針

国の「第二次再犯防止推進計画」（令和5（2023）年3月閣議決定）において、国、都道府県、市区町村の役割が明確に示されました。また、宮崎県においても、国の「第二次再犯防止推進計画」に沿う形で、「第二次宮崎県再犯防止推進計画」（令和6（2024）年3月）が策定され、国・県・市町村の役割分担が明確化されました。これらを踏まえ、地域による包摂を進め、罪を犯した人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることにより、町民の犯罪被害の防止と誰もが安心・安全に生活できる地域社会を実現するため、以下の施策に取り組みます。

1. 広報・啓発活動の推進
2. 就労や住居等の生活基盤の確保
3. 福祉的支援の提供
4. 非行の防止と修学支援
5. 国や県、関係機関・団体等との連携強化

施策1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行をした人が社会復帰し、社会で生活していくためには、町民全体の理解・協力が不可欠です。

社会を明るくする運動等における地域の安心・安全に関する広報啓発イベント等の開催を支援します。

犯罪や非行をした人への理解及びそうした人の社会復帰支援の重要性に対する理解を促進するため、保護司会等の地域団体や関係機関等と連携しながら、社会を明るくする運動をはじめとする広報・啓発活動に取り組み、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進します。

施策2 就労や住居等の生活基盤の確保

犯罪や非行をした人が、安定した生活基盤を得るためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援を行っていくことが重要です。

既存の制度・事業等も活用しながら、関係機関・団体と連携した支援の実施に努めます。

また、犯罪や非行をした人が安定した職を得るためには、犯罪や非行をした人を雇用し、更生を支援する協力雇用主等の存在が不可欠であることから、町内事業者に対する協力雇用主制度の広報・周知を図るとともに、公共事業等における入札参加資格の優遇措置の実施の検討等を行います。

施策3 福祉的支援の提供

犯罪や非行をした人の再犯については、福祉による支援を十分受けることができなかったことが再犯につながったケースもあると考えられています。

保健医療・福祉等の各種行政サービスへのアクセスを向上し、支援を必要とする高齢者や障がい者、生活困窮者等が必要に応じた適切な支援を受けることができる環境づくりを進めるとともに、複合的な課題にも対応できるよう、更生保護に携わる民間ボランティアや関係機関、福祉サービス提供事業者等と連携した支援体制の構築に努めます。

施策4 非行の防止と修学支援

犯罪や非行を防ぐためには、学齢期等のより早期の段階において、規範意識の醸成を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援を提供する必要があると考えられます。

学校をはじめとする関係機関・団体が連携して、児童生徒の非行の未然防止のための啓発活動に取り組みます。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを中心に、児童生徒の学校生活・日常生活での悩みや問題の解決に関係機関等と連携して取り組むとともに、教職員の専門性の向上を図り、より効果的な児童生徒への指導・支援を行うことで、児童生徒の健全な育成を図ります。

非行等により通学や進学を中断した未成年に対しては、本人の意向も踏まえ、学校と関係機関が連携した修学支援を行います。

施策5 国や県、関係機関・団体等との連携強化

再犯防止のためには、「息の長い」支援等を、行政や民間団体等がそれぞれの役割を果たしながら、緊密に連携・協力して行っていくことが重要です。

国や県の主催する説明会、研修等に参加し、情報収集や意見交換等を行いながら、関係の強化を図ります。

また、国や県、関係機関・団体と連携して、犯罪や非行をした人に対する社会復帰支援の取組を推進するとともに、地域の中で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等が地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、それぞれの団体等に対する活動支援を行います。

第6章 計画の実現のために

6-1 関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、保健・医療・福祉のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境等、多岐にわたっているため、福祉課が中心となり、これら庁内関係各部門との連携を図りながら、本計画及び関係諸計画を推進していきます。

また、地域福祉推進の中心的な担い手である社会福祉協議会との連携をはじめ、地区（自治会）、民生委員児童委員、保護司、ボランティア団体、NPO法人、その他各種の関係機関・団体とも連携を図りながら、再犯の防止の取組を推進していきます。

6-2 計画の進捗管理

計画の進捗管理にあたっては、福祉課と社会福祉協議会が事務局となり、計画の実現に向けて、評価手法等を検討し、毎年度進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

資料

○地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の経過

期 日	内 容
2024（令和6）年 12月16日	第1回新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会
2025（令和7）年 1月27日	第2回新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画策定作業部会
2025（令和7）年 2月17日	第2回新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画策定委員会
2025（令和7）年 3月14日～3月28日	パブリックコメント（住民からの意見公募）の実施
2025（令和7）年 3月31日	第3回新富町地域福祉計画・新富町地域福祉活動計画策定委員会及び作業部会

第3期新富町地域福祉計画・地域福祉活動計画

＜改訂版＞

編集・発行

新富町 福祉課

社会福祉法人新富町社会福祉協議会